

(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業

環境影響評価準備書についての 意見の概要と事業者の見解

令和3年1月

日立サステナブルエナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	4
(1) 公告の日及び公告方法	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	4
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5
1. 環境の保全の見地からの意見	5

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して約 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 2 年 10 月 6 日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和 2 年 10 月 6 日（火）付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版

※令和 2 年 10 月 11 日（日）～10 月 24 日（土）に開催する説明会についての公告を含む。

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報たまかわ No. 650（令和 2 年 10 月 15 日発行）（別紙 2-1 参照）

・広報ひらた No. 744（令和 2 年 10 月 10 日発行）（別紙 2-2 参照）

③ インターネットによるお知らせ

令和 2 年 10 月 6 日（火）又はそれ以降から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・須賀川市 ウェブサイト（別紙 3-1 参照）

<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

・福島県 ウェブサイト（別紙 3-2 参照）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

・日立サステナブルエナジー ホームページ（別紙 3-3、3-4 参照）

<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の福島県内にて9箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階) (別紙4参照)

福島県福島市杉妻町 2-16

- ・ 郡山市役所環境政策課 (別紙4参照)

福島県郡山市朝日一丁目 23-7

- ・ 郡山市田村行政センター (別紙4参照)

福島県郡山市田村町岩作字穂多礼 72 番地

- ・ 須賀川市役所環境課 (別紙4参照)

福島県須賀川市八幡町 135 番地

- ・ 須賀川市小塩江公民館 (別紙4参照)

福島県須賀川市塩田中丸木 85

- ・ 須賀川市大東公民館 (別紙4参照)

福島県須賀川市小作田字湯名塚 8 - 1

- ・ 玉川村役場総務課 (別紙4参照)

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷 9

- ・ 玉川村役場須釜支所 (別紙4参照)

福島県石川郡玉川村大字南須釜字奥平 108 番地

- ・ 平田村役場ロビー (別紙4参照)

福島県石川郡平田村大字永田字切田 116 番地

② インターネットの利用による縦覧

- ・ 日立サステナブルエナジー ホームページ

<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和2年10月6日（火）から令和2年11月5日（木）まで
（土、日、祝日及び閉庁日を除く。）
- ・縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分
- ・電子縦覧：令和2年10月6日（火）から令和2年11月19日（木）まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 閲覧者数

閲覧者数（記名者数）は4名であった。

（内訳）福島県庁生活環境部環境共生課	3名
郡山市役所環境政策課	0名
郡山市田村行政センター	0名
須賀川市役所環境課	0名
須賀川市小塩江公民館	0名
須賀川市大東公民館	1名
玉川村役場総務課	0名
玉川村役場須釜支所	0名
平田村役場ロビー	0名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・東山ふれあいホーム（須賀川市小倉桐久保19）

開催日時：令和2年（2020年）10月11日（日） 13：30～15：30

来場者数：18

- ・二瀬地域公民館（郡山市田村町栃本字市穀4-2）

開催日時：10月24日（土） 13：00～15：00

来場者数：0名

- ・平田村打違内集会所（石川郡平田村下蓬田字打違内305-3）

開催日時：10月24日（土） 18：00～20：00

来場者数：7名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年10月6日（火）から令和2年11月19日（木）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 日立サステナブルエナジー株式会社への書面の郵送、FAX及び電子メール

(3) 意見書の提出状況

11名の方から、6通の意見書が提出された。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は129件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1. 環境の保全の見地からの意見

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書）

福島県石川郡玉川村 A氏

No.	質問指摘事項等	事業者の見解
1	1. 人、畜に悪影響を及ぼす危険性があるため。	周辺の生活環境に対する影響について、調査、予測及び評価の結果は準備書に示したとおりであり、影響は小さいものと評価いたしました。 また、家畜に対しては、風車騒音の影響は明らかではなく、また、弊社の事例においても影響は確認されていないことから、今後も引き続き情報の収集に努めるとともに、必要に応じて適切な対応を検討いたします。
2	2. 騒音や低周波、影による影響。	騒音及び超低周波音並びに風車の影について、調査、予測及び評価の結果は準備書に示したとおりであり、影響は小さいものと評価いたしました。
3	3. 地形変化による水資源や風水害による影響。	本事業の実施に当たっては国有林の貸付申請を行う予定であり、その手続きの過程において水資源や風水害による影響のないように森林管理署と協議を行います。 なお、風車建設については、尾根沿いの山頂部分地表に設置することから、水資源（湧水、地下水）への影響は小さいと考えられます。
4	4. 被害が出た場合の保証が曖昧な事、 滝根、入新田、桧山の資料による。 こんな悪影響を及ぼす事業に対しては、絶対に反対する。	事業による環境影響が生じないよう環境影響評価を実施しております。また、事業の実施後に万一、現時点で予測し得ない環境影響が生じた場合は、弊社の責任において、必要な環境保全措置を実施いたします。

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
5	1. 不吉な予感を感じさせるパンフレット 先日、ふくしま再生可能エネルギー産業フェアを見に行った時、公益財団法人いわき産学官ネットワーク協会の「いわき地域風力発電関連産業事業者要覧」（2019 年度版）というパンフレットをいただきました。そこに「福島県内における風力発電所分布」として、地図と事業者名、基数、アセス中か稼働済かなどが解説されていました。（仮称）須賀川・玉川風力発電事業は、芝山・大黒山風力発電事業よりも前にアセスが始まっているのに、載ってはいませんでした。「いわき地域風力発電関連産業事業者要覧」なので、いわき市に限った事業なのかと思いましたが、郡山市や会津若松市や天栄村での事業も載っていますので、（仮称）須賀川・玉川風力発電事業だけが、特別に落ちていることになりま。協会事務局に聞いてみると、事務局が把握した分だけを掲載したものであり、事業者などに確認したものではないとの回答でした。（仮称）須賀川・玉川風力発電事業は、住民の反対運動が活発であることや前事業者が裁判を予定しているなどの情報を踏まえ、事業化の不透明感を考慮し、何らかの判断が働いて掲載を控えたのではないかと思います。不吉な予感を感じさせるパンフレットです。	ご指摘のパンフレットについては、弊社は作成に関与していないため、見解は差し控えていただきます。
6	2. 家畜への影響の記載がない 新聞記事の中には、乳牛や肉牛など、酪農への影響が載っています。もちろん、ネットでもたくさん見かけます。須賀川市長の意見 No. 5(6-58(320))や平田村長の意見 No. 2(6-60(322)) では、酪農について言及していますが、準備書には、家畜への影響の記載は、ほとんどありません。宇久島風力発電事業準備書に対する経済産業大臣勧告には、「風力発電設備の低周波音による人、家畜への影響について、把握している情報を住民に説明すること」（平成 27 年 2 月 6 日勧告）という勧告がされています。自治体からも家畜への影響のことが指摘されているのですから、よく調査し、説明してください。貴社は、「弊社の実績及び既存資料では風車騒音による家畜に対しての影響は確認されておりません」としていますが、それでは、報道されている被害は、何だのでしょうか。すべて、狂言だと言うのでしょうか。個別の事例を教えても、背景や条件等が不明であるため弊社の見解を示せません、というだけで、それで事業を進められても、困るのは住民の側です。方法書に対する知事意見にも「農林畜産業等に影響を及ぼすことがないよう」とあるではありませんか。 市浦風力発電所での事例から、畜産に悪影響が出た事例はない（方法書 7-19(333)）という結論を導く過程は、牧場利用の実情等を見逃した性急な結論の導き方ではないでしょうか。 M 氏（事業者社員）は、その中に風車が建っている牧場の飼い主が牛に影響は出ていないと言っているの、風車は牛の飼育などに影響はない、と言いました。事業者見解でも「畜産に悪影響が出た事例は出ておりませんので、ご安心頂ければ幸いです」（方法書 7-75(389)）と述べています。長州新聞(2014. 2. 19)には、影響があつて、牛飼いをやめた人もいと載っていましたので、五所川原市役所の〇〇氏にきくと、牛 100 頭くらいはいると思うが、管理人が近くにいるところの牧場を使うようにして、市浦や古館はメインとしては使っていないということでした。いつ頃からですか、ときくと、ずうっとそんな感じですね、という利用率が高くないので風車を建てた、と言うのでした。確かに、写真を見ると風車は写っていますが、牛がいないので変だなとは思いましたが、理由がわかりました。これでは、牛に影響があるかどうかなどは、わかるはずありません。この 1 例をもって、須賀川市でも、どこでも影響がない根拠にする日立のやり方には無理があります。事業者は、牧場に 20 数頭の牛がいて、牛が風車を避けたり近づかなかつたりといった様子はない、風車の近くでも草を食べているので、影響はないだろうと牧場管理者が言っている、いくつか資料もある、と言っています。しかし、それは、人間の場合と同じだと思います。あそこで問題がないから、ここでも問題がない、となるのでしょうか。そう簡単に行かないから、みんな苦労しているのです。	須賀川市長の意見、平田村長の意見及び福島県知事の意見に対しては、準備書に事業者の見解をお示しいたしました。 また、家畜に対しては、風車騒音の影響は明らかではなく、弊社の事例においても影響は確認されていないことから、今後も引き続き情報の収集に努めるとともに、必要に応じて適切な対応を検討いたします。 なお、報道等による他の風力発電所の事例等につきましては、弊社の見解をお示しできません。 また、フランス北部ル・ボワルの事例について、ご指摘の動画サイトにより訴訟提起がなされていることを確認いたしました。その後の事実関係は確認できませんでした。

	フランス北部ル・ボワルに 2011 年にできた 24 基の風車（農場までは 2km）のせいで、120 頭の牛に搾乳量がへるといった被害が出たとして、ヤン・ジョリー氏は、2015 年に CSO エナジーに対して約 35 万ユーロ（約 4200 万円）の賠償金を求める裁判を起こしています。奇形の子牛が生まれたりしているのも風車が建ってからで、風車から発生する超低周波音が牛にストレスを与えているからだとも主張しています。 https://www.youtube.com/watch?v=DMk3nJ31PJg 事業者の言い分は言い分として聞くとしても、このフランスの牛のことは、どう考えればいいのですか。	
7	3. 出された意見の報告はどうなったのか 平田村での方法書説明会において、出された意見はまとめて、自治体などには報告する（事業者社長の発言）ということでしたが、誰に、何を、どのように報告したのですか。お聞かせください。また、今回は、録音していましたが、意見をしっかり受け止めてくださる決意と受け取りました。対応のほど、よろしくお願いします。単に録音するだけにならないようにお願いします。	説明会において出された意見については、法手続として報告が義務付けられたものではありませんが、自治体の担当の方にお伝えしております。また、自治体の方が出席している説明会もごさいます。
8	4. しつこい説得 特定商取引法では、重要事項を伝えないことは禁じています。また、契約しないと返事をすれば、その後の勧誘は禁止されます。しつこい勧誘は、違反なのです。しかも、事業者は、特定商取引法に違反した場合、改善の指示、1 年以内の業務停止命令の行政処分または 2 年以下の懲役等が科されます。それなのに、なぜ、風車事業だけは、別なのでしょう。か。住民が、反対だと言っているのに、なぜ、しつこく対話を求めるのでしょうか。須賀川地区の方では、しつこく 5、6 回も来ています。M 氏（事業者社員）は、もう来るなどと言って、木刀を首に当てられている始末です。被害の可能性という重要事項を事業者の責任において、伝えてください。	必要に応じて地元の方との個別のご説明等をさせていただいていますが、退去を要求されても居続けるようなことはなかったと理解しております。 なお、事業者社員に確認したところ、木刀を首に当てられた事実はありません。
9	5. 誰が賛成なのか 陰ではこそこそ賛成しているようですが、須賀川地区で、賛成の人は前に出てくださいと言ったら、誰か出てくる人がいるのでしょうか。ひとりも出て来ないと思う、と言った人がいますが、私もそう思います。賛成していると思われる方に、どうして賛成なのかを聞きたいと思ひ、面会を求めても拒否されます。こちらは、賛成する理由を聞きたいのに、それが明らかにされないまま、環境影響評価手続きが進んでいます。	再生可能エネルギーに対する理解、地域貢献活動に対する期待のご意見を頂いております。
10	6. 失態続きの事業 この事業は、出だしから躓（つまず）いています。平田村の領域に建たないので（前回の事業では、平田だけが反対した）、平田は賛成するだろう、須賀川と玉川は前回、反対しなかったの、うまく行くと読んだのでしょうか。ところが、3 地区とも反対が優勢で、日立もここにきて、窮地に陥っている感があります。第一に、事業に対する支持が広がっていません。地元の住民は勿論、市や村ですら、距離を置いていますし、強く支持する動機もなさそうです。日立の対応のまずさも目立ちます。このような計画を推し進めようとすれば、地元からの大きな反発が生じることは予想されたはずで、そのことに考え至らなかったとすれば、そこには判断の甘さがあります。 日立というブランドにより、大企業というイメージを印象づけてきました。ところが、今回の失態で、大企業日立のブランドを傘に強引なやり方をするという烙印を捺されることになってしまっています。 あまりにも「地区ごと」にこだわるあまり、かえって、地元住民の反発を招いてしまったと言えます。反対者の数に関する情報収集力が幼稚過ぎたのかもしれない。反対の動きに対しては、何の戦略もなく、問題がこれほどこじれることなど予想もしなかったというのが本当のところではないでしょうか。これには、反対運動を甘く見た村や市の対応のまずさもあります。とにかく、この失態続きの事業においては、事業者社長の判断の遅さが事業の混迷を深めています。事業を中止し、私たちの静かな環境を守ってください。	今後関係市町村、各行政区長と相談しながら事業についてご理解が頂けるよう、ご説明等に努めております。

11	7. 風車からの距離曲線を入れて 風車配置図には、一番近い風車からの距離曲線を入れるようにしてください。距離がわかりません。	配慮書段階では具体的な騒音の予測を行っていなかったため、事業実施想定区域からの距離ごとの曲線を図示しましたが、準備書では、風車騒音の影響がより分かりやすいよう、事業計画に基づく予測結果を具体的にコンターでお示しました。
12	8. お先棒を担（かつ）ぐ区長 〇〇の区長が測定器を置かせてもらうように頼みに行くということはどういうことなのでしょう。事業者がすべきことなのに、なぜ、区長が事業者のお先棒を担（かつ）ぐようなことをしなければならないのでしょうか。事業者は、個別の調整内容については説明できないとしていますが、区長のやることは、公のことであり、個別のことではありません。説明を求めます。	環境調査の実施に当たっては、地域の区長様をはじめ、調査用地の使用等のために住民の方と協議、相談、調整等をさせていただいております。なお、個別の内容については、説明を差し控えさせていただいております。
13	9. 異論はどこにあるのか わたしたちもいろいろな意見を出してきましたが、どこに異論があるのですか。いつも環境省の指針を便利な隠れ蓑にして逃げています。	頂いたご意見については、極力回答するように努めておりますが、不十分な点がございましたらお詫び申し上げます。
14	10. コウモリの追い払い機は付けるのか付けないのか コテングコウモリ、モモジロコウモリ、キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、ユビナガコウモリなどが生息していて、30～50mの高度（ブレードの回転域）を飛ぶというのに、コウモリの追い払い機は付けないのですか。また、コウモリが死んでいたら対策を考えるというのでは遅すぎて、対策にはならないと思います。予測結果と専門家の助言により、必要に応じて検討するとのことですが、結局、どうするのですか。まだ、決められないのですか。コウモリは、たくさんいるのです。私の家にも、時々飛んできてることがあります。追い払い機だの、専門家の助言だの、そんなことよりも何よりも、事後調査をしなければならないようなところには、無理をしてまで、風車を建てなければいけません。なぜそこまで無理をして風車を建てなければならないのですか。	ブレード・タワー等への接近・接触については、影響は極めて小さいと予測されましたが、予測の不確実性の程度が大きいと考えられたことから、事後調査を実施いたします。その結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じる方針としています。
15	11. 賛成したことの責任 賛成反対の表明は、自由ですが、自分のところは問題ないのだから、風車に賛成するという意見については、どう考えたらよいのでしょうか。賛成した方は、問題があった時に、苦情を言う権利があるものなのでしょうか。あるとすれば、何を根拠に苦情を言うのでしょうか。私たちが、被害について警告しているのに、それでも賛成して、被害が出たら苦情を言うというのでは、賛成したことの責任というのは、何だったのでしょうか。また、仮に、区として賛否を決める場合、区長は、被害についてどのような責任を負ってくれるのでしょうか。事業者が、区長に賛否を求めるのでしたら、そこは、はっきりさせるようにしてください。 他にも問題はあります。日立サステナブルエナジーは、日立パワー・ソリューションズ、日立エンジニアリング・アンド・サービスと名前は変えたものの、日立の風車事業部門であることに変わりはありません。日立は、かつて、前事業者に対し、沢又山高原風力発電事業の譲渡を申し出た事実があるのにもかかわらず、あたかも新規開発の別事業を装って、前事業者の見つけた場所を横取りしようとしています。そして、住民対応のまずさから問題をこじらせ、3地区とも風車に反対という事態を招いてしまい、事実上、この地での風車事業を不可能にし、前事業者に損害を与えるようなことになってしまっています。風車に賛成する方は、 こうした日立の不正な事業の進め方や損害を与える行為を認めることになるという認識は持っていただきたいと思います。	事業による環境影響が生じないよう環境影響評価を実施しております。事業の実施後に万一、現時点で予測し得ない環境影響が生じた場合は、弊社の責任において、必要な環境保全措置を実施いたします。

16	12. 同意を確認する必要性 白河の森林管理署は、国有林を貸すにしても、その前提として住民の同意が必要としています。地区ごとの同意はどうやって判断するのですか。また、どうして、同意を確認しなければならないのですか。事業者は、どういう形にするか相談すると言っていますが、影響を受ける可能性が高い人と低い人を同じに考えて、1 票というのには疑問を感じます。風車に同意する人は、被害が出たときに、同意した責任としてどんなことをしてくれるのでしょうか。単なる賛成だけで、あとのことには、関知しないという賛成の仕方なのでしょうか。被害が出たときに、何をする用意があるという賛成なのでしょうか。住民の合意形成と言ってもさまざまなことを考えなくてはなりません。どの程度の合意形成なのか、判定の基準は、住民の範囲は、適切な情報提供の仕方などで。そうでないと恣意的な合意形成になってしまいかねません。	事業を実施するにあたっては、地域のご理解が必要と考えており、地域住民の方にご理解いただけるよう、適宜、ご説明等に努めております。また、合意のあり方については弊社のみで決めることではなく、森林管理署、地元自治体、周辺住民等、関係者の皆様と協議させていただきたいと考えております。
17	13. 風車病の判断はどうやって 風車病の判断は、どうやってするのでしょうか。診断書によってですか。もし、それを要求するのであれば、おそらく、それを書く医師はいないと思いますので、風車を建てることには反対します。	風力発電機から発生する超低周波音が原因で生じるとされる健康被害を「風車病」と表現されてのご意見と理解し、以下に見解を示します。 超低周波音について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年、環境省）によると、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」とされています。 また、本環境影響評価において実施した超低周波音の調査、予測及び評価の結果においても健康被害が生じるようなことはないと考えております。
18	14. いつ事業判断をするのか 以前は、測定結果を見てから、事業判断をすると言っていました。しかし、測定結果が出た今、今度は、経産省に判断してもらおうと言い変え、判断を先延ばししようとしています。反対意見が多い中で、いつ事業判断をするのですか。事業者社長は、11 月 20 日までは判断できるように努力したい、と言いましたが、それはつい口から出てしまった社交辞令的な言葉だったということになるのでしょうか。日本風力サービスのように、「住民の理解を得た上で事業を進めるのが基本」として、計画を取りやめたり、ジャパン・リニューアブル・エナジーのように「地元の了解を得られない段階では、環境アセスメントの手続きには進めない」とする事業者もいるというのに、日立サステナブルエナジーは強引過ぎます。事業者社長は、住民から出された意見や審査会などからの意見を踏まえて計画を修正し、経産省に判断してもらおうと言いました。しかし、それは、住民に風車の負の部分を押付け、自分の都合に合わせてチマチマと修正しているだけのことです。もしも、そのような言い方をするのでしたら、住民に影響のない計画にしてから言うようにしてください。住民が、騒音や影や水などで被害を押し付けられようとしているのに、なぜ判断を仰がなくてはいけないのでしょうか。事業が認められるということは、多少なりとも住民が被害を押し付けられるということです。もともと、なんの問題もなかったところに日立が勝手に風車を建てるというので、問題が出てきているのです。自分たちが、被害を持ってきていることがわからないのでしょうか。影については、はっきりわかるので、問題があれば、風車を止めると言いましたが、それはつまり、問題を起こす可能性のある配置計画であると認識している証拠ではないのでしょうか。被害を押し付けようとしていることが理解	環境影響評価準備書については、県知事の意見を踏まえ、経済産業大臣から勧告をいただき、最終的には経済産業大臣の許認可が必要となりますが、事業判断は事業者である弊社が行います。 事業の実施に当たっては地元のご理解が必要と考えておりますので、引き続き、適宜、ご説明等に努めて参ります。

	できないのでしょうか。風車が建つと私の部屋は、影がかかります。多分、音も届くと思います。日立の社員の一体、誰が被害を受けるのですか。一刻も早く、中止を決めてください。大学や大学院を出た人が、他人に迷惑をかけるようなことをして、しかも、それを正当化していて平気であるというのですから、何とも不思議な人たちです。「丁寧に説明する」という表現は、「あくまでも押し付ける」の風車事業者的表現です。ですから、事業計画や環境影響評価結果について丁寧に説明させていただきます、というのは、事業計画や環境影響評価結果について、あくまでも押し付けさせていただきます、ということなのです。環境影響調査の結果はともかく、冷静に考えれば、両側から民家を挟むような場所に、風車を建てるべきではないことぐらいわかりそうなのですが、ひどい評価方法でも、うまく通ってきたので、判断力が麻痺してしまったのでしょうか。 日立は、環境影響評価の結果、問題なしとしてはいますが、必ず、自分たちの主張にも弱点があることを心の中では、わかっているはずですが、ただ、環境省の指針を盾に、頑張っているにすぎません。私たちは、問題点をいろいろ指摘してきているのです。住民の意見を聞かずに、自分たちの論理で、勝手に暴走することのないようにしていただきたいと思います。	
19	15. 調査をさぼられてはたまらない 過去の被害事例の調査をするように言われている（経済産業大臣勸告令和元年7月19日）ので、それを指摘すると、事業者社長は、環境省が報告書の中で済ませている、と言いました。馬鹿なことを言っているはいけません。環境省の知らない被害が、まだまだあります。そんな言い訳をして調査をさぼられてはたまりません。事業者社長自身が説明会で言っていたではありませんか。自分の売った風車の他の事業者が、苦情を言われ、夜間止めて解決したと。それは、環境省の知っている被害なのですか。布引の風力発電所だって、音がうるさいと言っている人がいると、最近、聞きました（まだ、確認しには行っていないですが）。風車事業者は、隠さずに、被害を明るみに出すべきです。	過去の被害事例の調査については、配慮書に対する福島県知事の意見が、以下のとおり出されております。 「少なくとも事業実施想定区域境界から約2キロメートルの範囲内にある施設、住宅等を対象とし、過去の被害事例を調査し、風力発電機の配置や稼働制限等の措置を含め、現実の風向きによる影響を反映する等、綿密に実施すること。」 このため、約2キロメートル離れた地点で調査、予測及び評価を行っております。また、評価にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年、環境省）を参照しており、当該指針値は過去の被害事例を含む様々な検討の結果、示されたものとなっております。
20	16. 猛禽類のいる山に風車は建てないで 猛禽類、特にタカ類（ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、クマタカ、ハヤブサ、ミサゴ）が多くいる山なので、風車を建てないでください。こう言うと、すぐに影響は少ない、保全措置を実施します、と言いますが、そうではなく、建てないという措置を選択して下さいということなのです。特にクマタカ保護のために6-49(311)のNo.92の意見を考慮してください。 昨年の沢又山での主伐の際も、大きな松の木などは残されていました。猛禽類への配慮なののでしょうか。たくさんの猛禽類のいる山には、風車を建てないでください。	猛禽類については、一般鳥類調査以外に希少猛禽類調査を実施し、その結果を踏まえ、予測及び評価を行いました。希少猛禽類の予測にあたっては年間予測衝突数（環境省モデルで0.000～0.007、由井・島田モデルで0.000～0.036）を算出し、改変による生息環境の減少・消失、移動経路の遮断・阻害、騒音による生息環境の悪化、騒音による餌資源の減少、工事関係車両への接触、ブレード・タワー等への接近・接触等の観点から予測を行っています。その結果、希少猛禽類については、影響は小さいと予測されました。

21	17. ペテン師のような考慮の仕方、居住者がいるいないに異議あり 私の家は、4月、5月、6月、7月、8月には影がかかりますので、影がかからないようにしてください。ブラインドやカーテンなどは嫌です。どうしてブラインドなどを付けなくてはいけないのですか。それを要求する根拠は何ですか。 「風車の影の影響に関する調査について、国内で基準が設けられていないため、海外（ドイツ）のガイドラインを参考としているが、日本において適用する妥当性について記載すること。」 （「宇久島風力発電事業環境影響評価準備書」に対する経済産業大臣勧告）というのがあります。今回の準備書でも、ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州の指針を用いていますので、どうして、また、どのような妥当性があるのかをお聞かせください。海外のガイドラインを参考にすることにより、年間30時間かつ1日30分を超える家を抽出してはみたものの、実際の気象条件を考慮して、居住者のいるいないを考慮して、年間8時間を超えるかどうかを考慮して、木が生えているかどうかを考慮して、と結局は、考慮するたびに影響がないことにされてしまい、まるでいかさま師がするような結論になっています。少しだから影響はないだろうという見解なのかもしれませんが、もしそういう基準を出すのであれば、基準をクリアするように配置をずらせばよいのではないのでしょうか。どうしてそうしないのですか。海外のガイドラインでは、本当にこんなペテン師のような考慮の仕方をして、影響はないとしているのでしょうか。実際の例を当たったのでしょうか。 現在居住者がいるかないかによって判断する、という判断の仕方にも異議があります。現在居住者がいるいないということの何を根拠に、影響が低減されると認定したのでしょうか。現在居住者がいなくても、手入れをし、近所の方が、畑を借りて大根や里芋、白菜などを作っているところもあります。居住者がいない家であっても、家の中は、普通に暮らせる状態になっており、時々、親しい友達が集まったりしている家もあります。露天風呂もあっていつでも使える状態になっています。これらも単なる現在居住者のいない家として評価するというのでしょうか。 10.1.5-3(587)の最後の方で、「年間8時間を超える住居は3戸あり、現在居住者のいる住居は2戸である」というのは、間違いで、3戸とも居住しています。どなたの家のことを言っているのか具体的に教えてください。 こんなに影がかかるのに、個別に説明はしたのでしょうか。また、具体的に、どんな、どの植生によって、影響が低減されるとしたのでしょうか。はなはだ疑問です。空き家だ、土地だけだと言っても、不動産であり、風車が建ったりすると家も土地も売れなくなってしまう。そこはどうか考えているのですか。現在居住者のいない住居と判断された不動産の所有者の中に、風車に反対している方が、少なくとも5人はいます。事業者側の論理で、一方的に物事を判断するのはやめてください。少なくとも関係者の言い分は聞くべきではないのでしょうか。	風車の影については、国内において基準等がないため、ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州の指針を参考として評価しております。この指針は、国内における風力発電アセスで、多く採用されているものです。また、実際の気象条件を考慮した場合の評価についても、当該指針を参考としております。 「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会 報告書（資料編）」（平成23年6月、環境省総合環境政策局）によると、海外のガイドラインとして以下の例が記載されており、これらをみると、適切な評価指標と考えております。 ・実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間30時間かつ1日30分間を超えないこと、実際の気象条件等を考慮する場合で、年間8時間を超えないこと（ドイツ：ノルトライン・ヴェストファーレン州、シュレースヴィッヒ・ホルシュタイン州、ラインラント・プファルツ州） ・実際の気象条件等を考慮する場合で、年間10時間を超えないこと（デンマーク） ・年間30時間かつ1日30分間を超えないこと（ベルギー：ワロン地域） ・年間30時間を超えないこと（オーストラリア：ビクトリア州） また、予測では植生について計算条件として考慮しておりませんが、実際には山地に生育する樹木により風車の影が遮蔽されるため、実際の現地の状況を踏まえた予測を行いました。 現在の居住状況については、具体的な記載は個人情報に係わるおそれがあるため、軒数のみを記載しましたが、別荘としてご利用されているものは居住しているものとして数えています。 なお、現在居住者のいない住居に対しても、居住者のいる住居と同様に予測及び評価を行っています。
22	18. G特性音圧レベルでは納得できない 12-135(1211)に「風力発電機(8基)から発生する超低周波音の状況」の図が載っています。図12.2.3-2の12基のときの超低周波音の広がり具合は、目を覆うようなものでしたが、8基でも、まだひどいものです。風車は、50dB以上の超低周波音が届かないところに建てるようにおねがいします。G特性音圧レベルで100dBを下回ると言っていますが、健康との因果関係ははっきりしていない以上は、EUの予防原則の	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年、環境庁)によると、G特性音圧レベルのISO7196に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」の基準値は100デシベルとされているため、G特性音圧レベルを用いて評価をいたしました

	ような考え方で、超低周波音に被爆することのないように風車を移動してください。私の家は、図では緑に塗られてしまっています。 肩帯（けんたい）は4Hz、腹部は4～8Hz、脊柱は10～12Hz 眼球 20～90Hz、頭部は20～30Hz、頭蓋骨 500Hz など、人体各部の共振周波数が公表されているので、本当に影響がないのか心配です。単なる聞こえる音によって、肩こり、めまい（音が前庭を刺激して「めまい」が起こるというのはチェリオ現象として教科書に書いてあります）、歯茎からの出血、鼻血、耳鳴り、吐き気という症状が起きるものだろうか疑問に思っています。個人差も大きいように思います。大河剛さんのような訴え（体がしびれ、頭が揺さられるような症状が続いて眠れない。風車から遠く離れると楽になり、家に戻ると苦しくなった）は、低周波や超低周波音によるのではないのでしょうか。米軍がベトナム戦争のときに、低周波音兵器の研究をして、使ってみました、ある人には良く効き、ある人には効かなかった、その兵器の使用は中止したという軍人の話をYouTube で見たことがあります。時田保夫氏（空港環境整備協会航空環境研究センター）も「生理的影響に関する今までの調査では、短時間のばく露実験では明確ではないという結論になっているが、長期間のばく露でどのようになるかということは実験もないし、結論づけることは難しいというのが現状である」（低周波音問題の最新事情－被害の実態から対策、アセスメントまで－資源環境対策 2001 年 9 月号）としています。 2003 年 10 月 22 日、全国保険医団体連合会が小池百合子環境大臣に提出した、「低周波音公害に関する要望」の中に、G 特性測定を止めること従って ISO-7196 は適用しないこと、感覚閾値の採用を否定することなどが入っています。G 特性に関しては、さまざまな問題点が各方面から指摘されています。今回の事業でも、これが出てきていますが、一体、誰が納得するのでしょうか。	また、G 特性音圧レベルの他、周波数別の予測も行っており、その結果は、すべての予測地点、周波数帯で「建具のがたつきが始まるレベル」を下回り、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較結果は、20Hz 以下の超低周波音ではすべての地点で「わからない」レベル以下でした。20Hz 以上の可聴域では、すべての地点で「よくわかる。不快な感じがしない」レベルを 15 デシベル以上下回りました。
23	19. 閃光灯は付けないで 私の書斎からは風車をはっきりと見えるので、閃光灯（航空障害灯）は、夕方は付けないでほしい。	航空障害灯については、航空法による設置基準に基づき設置が求められておりますのでご理解頂きたいお願い申し上げます。 （日立パワー様 齟齬ないか確認ください）
24	20. 工場従業員にも健康被害 〇〇さん（風車から 200～300m くらい）には、事業による影響はお話しされているのですか。この会社は、よほどの吹雪でもない限りは、自分で除雪して、冬でも沢又山の石切り場で仕事をしています。「住宅だけでなく、風車から 650 m 離れた工場の従業員の中にも同じような健康被害で退職している人が複数おり、退職すると症状が消えたそう」との記事（石狩風車の低周波音測定結果と健康被害 元札幌医科大学講師・山田大邦氏の論文より 長周新聞 2018 年 2 月 8 日）もあります。 〇〇さんにも従業員の方はいます。また、〇〇さんの工場には、常駐して寝泊まりしている従業員がいます。こうした、従業員の健康も守ってください。単に、居住者のいる民家だけを考えればいいというものではないと思います。	周辺地域の方とは適宜、ご説明、協議等をさせていただいておりますが、個別の内容については、ご説明を差し控えていただきます。 なお、騒音及び超低周波音の予測は原則として住居位置を基に設定しています。なお、ご指摘の工場より風車に近い住居の位置を調査地点として設定し、予測、評価をしております。
25	21. 風車は地価を下げる 必ず、地下が下がるので、風車は嫌です。	風力発電事業と周辺地域の地価の変動との関係についてデータはないと理解しております。
26	22. 11 月 19 日以後の意見の取り扱い 12 月には、四辻新田で総会の機会に説明会を持つということですが、出された意見はどうなるのかははっきり、回答してください。国民にある法的な意見を出す機会、今回は最後になります（いつでも意見は出せるとは思いますが、福島県環境影響評価審査会や環境審査顧問会風力部会の資料には載りません）。11 月 19 日に意見の受付は締め切られますが、玉川村では、事業者が 12 月にも説明会を開きたいと言っています。しかし、そこで出された意見は、どうなるのでしょうか。事業者社長は、仮に賛成意見に集約されたら、それは都合がいいことなので歓迎す	玉川村・四辻新田地区では、新型コロナウイルス拡大防止のため、地区長と相談した結果、準備書縦覧期間中の説明会開催を中止し、12 月に開催される地区総会の場で本事業に関する説明の機会を設けて頂いたという経緯があり、事業者の都合で 12 月に開催したものではありません。また、法的

	ると言っていますが、自分の都合に合わせてそんな勝手なことをされても困ります。11月19日までに出了された意見と12月に出了された意見との関係、取り扱い方について、整合性のある説明をしてください。	な意見締切期間内に地区住民の意見が反映するよう、縦覧期間中には、地区内全世帯を対象に準備書説明会資料及び意見用紙を当該地区長より配布しております。 以上の対応により、環境影響評価法に基づく意見書の受付は11月19日までとさせていただきますが、それ以降に頂いたご意見についても地区住民の皆様にご理解頂けるよう対応してまいります。また、関係市町村等に対しては当該意見をご報告させていただきます。
27	23. 日常的に見える風車がうっとうしい 「(3) 景観に対する影響 事業実施想定区域の周辺には、主要な眺望点である蓬田岳等が位置しており、本事業の実施により、眺望景観への影響が懸念される。また、事業実施想定区域の周辺における一部の住居等は東西を風力発電設備に挟まれる可能性があり、地域住民が日常的に眺望する景観が大きく変化するおそれがある。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、眺望点の利用状況等について調査するとともに、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言並びに利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。」(「(仮称)須賀川・玉川風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見) 眺望に関しては、東山地区ばかりでなく、打違内地区も考慮していただきたいと思います。打違内集会所からは、多分、風車は見えないと思いますが、私の家は、標高が620mと高いので、頂上のアンテナも2年前までは見えていました(今は、木の枝が伸びたので、見えなくなりました。隣の家の畑からは、今も見えます)。風車は、アンテナの3倍の高さがありますので、日常的に見えるととてもうっとうしく嫌です。日常的に見えるようなものは、風車をつくらなくても困る人がいないのでしたら、つくらなくてください。自分には、何の益にもならない風車のために、四季折々に、毎日眺める沢又山の稜線の美しさを奪われるのは耐え難いことです。どうして、こんなことをされなければならないのですか。また、蓬田岳から全基が見えるのでは登山客にとっては、興醒め(きょうざめ)です。沢又口から蓬田岳に登山する方は、頻繁にみかけますので、上の環境大臣意見にもあるように、利用者からはどのような意見があり、どのように考慮したのか、教えてください。	景観の調査は、主要な眺望点については蓬田岳を含む4地点、また、身近な景観については東山地区の他、打違内地区も含めて6地点で実施しました。なお、身近な景観については地域を代表する地点とし、集会所等を調査地点として設定しております。 また、蓬田岳については、人と自然との触れ合いの活動の場としても調査しており、既存資料調査、現地踏査及び自治体への聞き取りを行った結果を準備書に記載いたしました。 予測についてはフォトモンタージュを作成し、準備書にお示ししましたので、今後、自治体や一般の方等のご意見を踏まえ、必要に応じて事業計画に反映いたします。
28	24. 準備書などを入手できるように 環境影響評価関連の図書は、有料でもいいので、入手できるようにしてください。意見を書くと言っても、ネットで見るとはとても不便です。お金をかけているものだから、と言うことですが、それでは、住民がよく知らないうちに事業が進められていいということではないと思います。正当な事業であるなら、批判に耐えられるものだと思いますし、送電の許認可も下りると思います。また、環境影響評価情報支援ネットワークに縦覧期間終了後の環境影響評価図書の公開を行ってください。そうでないと、事業者の言ったことの検証がやりにくくなります。	アセス図書の縦覧については、環境影響評価法に定められた期間及び手法で行っております。なお、データの改ざん等、図書の流用、乱用を防ぐ目的から、有償・無償に係わらず、図書の配布はいたしておりません。
29	25. 放射能対策の水はどこから 放射能飛散対策の水は、具体的にはどこから取るのでしょうか。一般論ではなく、その位置が問題なのです。山の沢だとするなら、そんなに長いホースがあるのでしょうか。仮にあったとしても、吸い込むだけのたまり場があるのでしょうか。あるいは、東野の清流の方から運ぶのでしょうか。それとも、東川からでしょうか。車の駐車スペースの問題もありますので、取水に適した場所は見当たらないように思うのですが、一体、どこを考えているのですか。	放射能飛散対策の水は、周辺の施設から給水するよう計画しており、詳細については今後検討する予定です。

30	26. 電柱用地や道路問題 地域に、風車反対の人がたくさんいるというのに、送電する電柱を立てる用地の賃貸や沢又山に上る道路の通行権は、確保できるのでしょうか。東山の方で県道沿いから上る道路をあきらめたのも、反対住民の所有する土地の問題があったからではないでしょうか。地域に受け入れられないと、何かするたびにひと悶着（もんちゃく）あると思います。虫の調査をした時も、トラブルがあったと聞いています。それでも強行するのですか。	送電経路については、事業性や環境影響を踏まえ、総合的に検討いたします。また、その過程において地元との協議も行い、その結果を適切に反映いたします。 なお、調査者に確認したところ、調査中のトラブル等の事実はございません。
31	27. 壊れたテープレコーダー 風車事業者は、どこも皆、壊れたテープレコーダーのような回答を繰り返して、回答をはぐらかすので、質問には正面から答えるようにしてください。こんなやり取りでは、何年たっても進歩はありません。住民もこんな儀式に付き合う暇はありません。	頂いたご意見、ご質問に対しては、真摯に回答するように努めております。
32	28. こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョンとの整合性 SDGs 17 のゴールというのがあります。風車事業は、大おまけして、このうちの「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」と「13. 気候変動に具体的な対策を」には、なんとか貢献できるとしたとしても、「3. すべての人に健康と福祉を」、「6. 安全な水とトイレを世界中に」、「8. はたらかいも経済成長も」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「15. 陸の豊かさを守ろう」の5つには融和しないと思います。健康被害をもたらし、水源に手を付け、地元の従業員が働く会社のすぐそばに風車をつくり、住みにくい生活環境・地域にし、クマタカやコウモリ、カモシカなど陸域生態系へのダメージを与えることにより、風車のマイナス面がプラス面を上回っていると思います。影響がないところに風車を建てるならともかく、ギリギリのところに無理矢理、建ててSDGs 17 のゴールと整合性が取れるわけがありません。	「こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョン」（2020年3月、郡山市）によると、関係協約に基づき推進する具体的取組及び成果指標として、地球温暖化対策が取り上げられており、本事業においても当該ビジョンとの整合性はあるものと考えております。 また、当該ビジョンにも記載されているSDGs（Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標）では、17のゴールが示されており、そのうち、「目標7［エネルギー］すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」及び「目標11［持続可能な都市］包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」とされています。また、日本政府による国内の取組としては、8つの優先課題が示されており、そのうちのひとつとして、「5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」とされています。（参考資料：外務省パンフレット「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」） 以上のように、風力発電事業はSDGsとも整合が取られた事業であると考えております。
33	29. 沢又山の放射能の高い土はいじらないで 玉川村の旧四辻分校は、今、改修工事をしていて、森の駅 Y o d g e（ヨッジ）という宿泊機能を持った観光と体験交流の拠点として利用されると聞いています。沢又山では、牧草地はそれほど高くはないですが、風車の建つところの中には3万ベクレルのところもあります。森の駅 Y o d g e（ヨッジ）ができれば、宿泊施設としても利用するのですから、そこはいじらないようにしてください。土が下に流れてきては困ります。	土壌については、切土・盛土量のバランスをとり、土壌を場外へ搬出ししない計画としています。また、工事の実施に当たっては、沈砂池を設置し、降雨による濁水の流出防止に努めます。沈砂池の容量を超える場合は、上澄みを排水しますが、土砂は直近の河川・沢まで到達しない予測結果となっております。

34	30. 沢又山の牧草地問題－酪農組合の抱く不信感 沢又山の牧草地は、原発事故による放射能汚染のために、現在は、酪農をやっている方々が使用権を維持してはいますが、採草には使われていません。借りている方々としては、原発事故による補償金をもらっていますので、それ以上の有利な提案がないと国有林である牧草地の返還は考えないでしょう。日立サステナブルエナジーの事業者社長やM氏（事業者社員）との10月28日の2回目の話し合いでは、風車を建てる代わりに牧草地を使えるようにするとの日立側の提案に対し、その提案を担保する具体的資料の提示はなく、話は進展しませんでした。酪農組合の方々は、採草地に復元するとして斜線を引いている場所の中には石地もあるのに、本当にできるのか疑問視しています。また、半分くらいを復元すると言っても、莫大なお金がかかると言われているのに、具体的な試算表も何もない話では、簡単にのれないと言っています。もし、採草地として、復元可能なら、東電は、賠償金を払わずに、とくに造成工事をしていたはずです。ちょうど、4号機と5号機が建つところは、標高が高く、一番、いい牧草が採れる場所なのに、そこが使えないのではメリットが薄いと言っています。話し合いの席では、反対運動に対する懸念も表明されています。酪農組合の方々は、実際に採草地として復元できたとしても、それを食べた牛の牛乳から放射能が検出された時の補償も含めて、本当に対応してくれるのか心配しています。こうした具体的問題を乗り越えてやっていくということが、どれほど大変なことかを理解している様子もなく、軽く考えている事業者の態度に酪農組合の方々も、不信感を募らせています。今後、仮に話がまとまったとしても、実際に、風車ができるかどうかはわかりません。時機を見て提起されることになっている前事業者との裁判の行方もありますし、とにかく被害を受ける住民が反対しているのですから、牧草地問題だけが解決すればいいというものでもありません。沢又山の頂上の方は、標高が高い分、気候も冷涼で、牧草の成長もゆっくりなので、そこの牧草を牛に食べさせても腹持ちが良く、牛の健康にもよいし、手間もかからないという質の良さがあります。下の方になればなるほど、牧草は早く伸びるので、質も落ちるし、手間もかかります。酪農組合の方々も、沢又山の採草地は、いい牧草が採れるので、なんとか牧草地として使えるようにしたい、国に返すつもりはない、と言っています。 M氏（事業者社員）は、二度ほど、須賀川市の東山地区の住民に、最初に沢又山に風車を上げる、東山の方は後で上げる、役場にも許可をもらった、と言ったことがあります。日立としては、採草地を復元して牧草を採れるようにすれば、酪農組合からは、風車に必要な国有林の返還の同意を得られるだろうと読んで、一旦は、その意思を固めたので、M氏（事業者社員）は、このような大胆な発言に及んだと推測されます。しかし、ここにきて、採草地復元の前に立ちはだかる数々の課題が出て来たので、今後は、この種の大胆発言が出てくることはないのではないかと思います。	土地の使用権につきましては、該当の方と協議を進めさせていただきます。
35	31. 地域住民の同意を審査の基準に 「環境アセスメントは巨額の補助金で行われますが、事業者が自主的に行う形式的なものに過ぎず、開発行為の是非を問うものではありません。国も県も市民もいくら意見を言っても反映するかどうかは事業者の自主判断次第とされています。要綱などに定められた説明会も是非を問うものではなく、いくら異論反論が出ようと開催すればそれで良いとされているに過ぎません。巨大開発について民主主義が機能する制度は実はないのだと言って良いと思います。」（武田恵世氏「風力発電の真実とは」平成27年1月7日より https://yasuoka-yokono.jimdofree.com/論-考/） ここで提案ですが、事業者優位から事業者と住民を同等の立場において、民主主義を機能させるために、風力発電事業の審査項目のひとつとして、地域住民の同意ということを審査していただけると、かなりの問題は解決できるように思えます。国や県には、ご検討をお願いします。	国及び県宛のご提案であるため、事業者の見解は控えさせていただきます。

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
36	環境保全の意見の前に日立サステナブルエナジーの社員に対して意見があります。事業に限らず、何事も人と人の信頼関係が基本になることはいうまでもありません。日立の社員は残念ながら住民との信頼を築いたとはとても言い難くそのことについてと、更に、住民がどのように分裂しているかその点についても記してみたいと思います。これは大変重要な事だと思しますので、日立の社員のみならず審査員の方々にも是非目を通して考えて頂きたいと思っています。	事業を実施するにあたっては、地域のご理解が必要と考えており、地域住民の方にご理解いただけるよう、適宜、ご説明等に努めております。
37	1.嘘に驚く 今回の事業が始まった初期の頃、福島県の風力発電事業の審査会を傍聴しました。(数年前だと思います)日立の番になりました。この時、日立からは社員が来ておらず、代わりに環境共生課のK職員が発表する形になりました。すると「住民は最初は反対していたけれども、現在はみんな理解している。」というようなことを言ったのです。この時は四辻新田も東山二区も「区」として反対、平田も反対を表明していた時です。それで、これは全くの嘘ですとメモをし、受付の方に〇〇さんに渡して下さいとお願いしてその日は帰り、翌日、〇〇さんに電話で確認すると「日立から電話で受けたそのままを発表したまでです。」とのこと。それで、昨年、政経東北の取材があった時、県にも取材するというので、この件をしつかり確かめて下さいとお願いし、再び〇〇さんに電話しました。「そのうち、記者が取材に行くと思いますが、私に言った同じことを記者の方に言えますか。」と聞きますと「私は聞いたことをそのまま伝えただけですから、何度聞かれても同じことを言います。」で、2019年10月号の政経東北の記事になったのです。住民がわざわざ県まで傍聴に来ないだろうと思って、自分たちに都合のよい報告をしたとしか思えません。(10月24日の説明会でこのことは言いましたが反論がありませんでした。)	ご意見の審査会は、事業者が説明する審査会ではなく、県庁職員と有識者が協議する審査会だと存じます。弊社では状況について把握していないため、見解は差し控えてさせていただきます。
38	2.風車賛成者に名前が漏れて脅される人がいる (※事業者記載：特定の住民の個人情報に触れるおそれがあるため、省略させていただきます。)	ご指摘の内容について、事実関係が確認できませんでした。
39	3.風車事業に対する心配を持つ人々たちへの説明はされず 風車に心配している人々たちに対しての日立の説明会は結局開かれませんでした。	住民の皆様のご理解が得られるよう、法定の説明会以外にも地区のご要望に応じ、これまで説明会を開催してまいりました。また、個別に頂いたご意見にも回答に努めております。なお、説明会開催については、関係市町村、各地区長と協議の上、決定しております。
40	3.反対者の名簿がまたもや漏れる 今年の9月27日に192名の連名で「改めてこの事業に反対します」という文書を日立、経産省、森林管理署、県の環境共生課、須賀川、玉川村、平田村に郵送しました。ところが、(※事業者記載：特定の住民の個人情報に触れるおそれがあるため、省略させていただきます。) なぜ、名前が漏れたのでしょうか。日立を除いてあとは公的な機関です。	ご指摘の内容について、事実関係が確認できませんでした。
41	4.この時も漏れた まだ初期の頃でした。各地区数名連名で反対の文書を出しました。(※事業者記載：特定の住民の個人情報に触れるおそれがあるため、省略させていただきます。)	ご指摘の内容について、事実関係が確認できませんでした。
42	5.徹底して反対者を脅迫します (※事業者記載：特定の住民の個人情報に触れるおそれがあるため、省略させていただきます。)	ご指摘の内容について、事実関係が確認できませんでした。

43	6. 思わせぶりはないのか 〇〇氏は日立に避難所を建ててもらうんだとあちこちに言いふらしていました。〇〇氏も区に集会所を建ててもらおうと言い出すようになりました。複数から聞いています。日立の事業者社長に真意を確かめると両方とも全くその意思はないとのこと。それでは、何の根拠もないのに勝手に二人が妄想を抱いているのでしょうか。思わせぶりは一切していないということでしょうか。	本事業に関係して、弊社が避難所や集会所を建築するという話はしておりません。
44	7. 「そんなふうに取りれたのかもしれない・・・」 9月27日に上記の「改めて反対」の文書を提出した翌週の日曜日(10月4日)、玉川四辻新田地区で日立の説明会がありました。その翌日、〇〇地区で強硬に反対している女性(Aさん)を事業者社長とM氏(事業者社員)が訪ねています。そこで、「四辻新田はみんな賛成している」「風車は沢又の牧草地から建てる」と言ったというので、四辻のB氏に確かめてもらおうと、一切そのようなことはないし、四辻は今でも殆ど反対ですとのこと。それで、事業者社長に真意を確かめてもらおうと、「我々がそんなこというはずはない。一切言っていない。」と何度も何度も否定した後にポロリと「そんなふうに取りれたのかもしれませんが。」と言ったのです(録音有)。どうでしょうか。最後の一言が真実を語っているように思えます。また、何故Aさんを訪ねたかの問いに代表者名の一番上に書かれていたから、顔見せに言ったとの事。そして、二時間いたが、全てAさんの昔ばなしだったということでした。	住民の方との個別の協議内容については、見解を差し控えさせていただきます。 なお、住民の方等との協議の中で、「四辻新田はみんな賛成している」、「風車は沢又の牧草地から建てる」という発言はしていないと認識しております。
45	8. Aさんの反論 Aさんは足こそ不自由なものの、頭脳は非常に明晰です。Aさんにその時の様子を聞いてみると、若い方(M氏(事業者社員))がペラペラと上記のようなことばかり喋っているので「嘘つくな!!」とテーブルの下に置いておいた木刀を彼の首にかけ、「嘘ばかりついて!頭を出せ、ぶち割ってやる!」と脅かさざるを得なかったとのこと。ある人が言いました、「反対者の所に日立という事業者が個人的に訪問するのは脅迫ではないのか。」と。も非常に不快だったので、そのような態度に出たと言います。日立のお二人はそのようなことについて一言も触れていません。	住民の方とは誠実に向き合うように努めておりますが、個別の協議内容については、見解を差し控えさせていただきます。
46	9. 繁忙期にする説明会 役場の担当から9月に「説明会の予定を10月の広報に載せて欲しい、区でやると集まりやすいから。」とM氏(事業者社員)から要望があったとのこと。ここは農家が殆どの地域です。4,5月は田植えや種まき、9,10月は稲刈りという猫の手も借りたいほどの繁忙期です。不思議にも、そういう時に限って説明会を開くというのは「たくさん集まるから」という日立側の言い分と随分食い違うように思います。ここは農村だと理解しているはずですが。10月24日も忙しくて説明会に出られないと言う人が何人もいました。月夜であれば夜も作業をする場合もあるそうなので、彼らにすれば死活問題ですから当然でしょう。	できる限り住民の皆様が参加しやすい日時設定に努めましたが、都合が合わない方がいらっしゃることはお詫び申し上げます。
47	10. 住民に被害の実態を誰が知らせるのか 日立が「平田には今回建てませんので関係ありません」と役場に言った。役場も議会や区長にその旨を伝えた。平田には建たないかもしれないが、2キロ以内でもかなりの人家がある。しかし、役場や区長が大丈夫だからと言ったので安心してしていると1.5キロ地点の人が言いました。2012年福島県の公聴会の被害についての記録を見ると、滝根は1.2キロで多数被害、桧山では1.3キロから2.7キロまで、しかも、二十数軒の地域の半数がここに含まれるとのこと。平田の土地には建たないかもしれませんが、こんな被害の事実は一対誰が住民に知らせるのでしょうか。一方的に回覧を回して事業者側の説明会は開催します。しかし、事業者から都合の悪いことが出るでしょうか。何度も説明会に出ていますが、一言も聞いた事はありません。「大丈夫」というのは事実でしょうか。絶対でしょうか。もし、建てて被害が出たらどうしますか。お決まりの二重窓やカーテンやブラインドですか。それらは全く役に立たないと被害者の方たちがはっきり言っています。また、夜間止めたこともあるようですが、問題は夜間だけではなくありません。日中だって問題です。夜間止めるのも住民からしたらかなりの譲歩でしょう。事業者社長は夜間止める事も考えていると言いましたが、たった一人の苦情でもすぐ止めますか。そこが問題です。ある事業者は診断書を持って来いと言	本事業では、平田村に風車を配置する計画ではありませんが、環境影響評価では、平田村も対象に含め調査、予測及び評価を行い、その結果をとりまとめた準備書をお示ししました。 なお、事業の実施後に万一、現時点で予測し得ない環境影響が生じた場合は、弊社の責任において、必要な環境保全措置を実施いたします。

	ったそうです。こんな経験をするならはじめから絶対に影響の出ない所に建ててほしいです。交渉するのも無駄にエネルギーを使いますから。被害が実際にあるということを知らせる機関が必要だと思います。それでなければ事業者の一方的な説明だけで、住民に選択肢がありません。完全に不公平です。	
48	11.「住民の意見」とは何か 最初に配慮書を出す。心配している人たちは真剣に意見を書いて提出する。ある人は何日もかかって書きます。しかしその回答たるや「今後検討する」「周辺住民との対話に努める」「情報収集を進める」ばかり。風車に心配する人たちの説明会を開くよう要請しても意味がないと拒み続ける。そして方法書を出して意見を求める。住民はまた時間をかけて真面目に意見を書いて出す。しかし、その答えは殆ど前回と同じく具体性が全くない。そこで、各地区代表名できちんとした回答を望むと再度要請するもまたもや同じ対応。そこでまた出すも回答は全く要領を得ない。こんな回答では納得できないと、とうとう改めてこの事業に反対の声明文を192名の方々と共に出すも、無視。そして、今回恥ずかしくもなく準備書を出して意見をどうぞと言う。おかしくないでしょうか。今まで一度も具体的な回答がないままにし、そしてまた準備書に意見を求めるとは。何を書いたらいいのでしょうか。過去に出した意見というのは、一対なんだったのか。必要なかったという事ではないでしょうか。あまりにも住民をバカにしています。前回の沢又山の件でも同じことが起こりました。住民の意見は準備書の段階で終わりです。それ以上は意見が出せません。それをいいことに、「このご意見は評価書に反映させます」なのでした。驚きの連続です。まさか今回も同様の回答はしないでしょうね。結局、日立側としては環境影響評価の結果しか重要視しておらず、それが出るまで必死にいい加減な回答でごまかすしかなかった、それで、風車に心配している人たちが集まることにも意味がないとはね付けたわけです。これで、十分な説明を果たしたと言えるかです。それまでに出した意見などどうでもよかったのです。全く住民をバカにした対応としか思えません。	環境影響評価は、配慮書、方法書、準備書、評価書と、段階を踏んで実施することになっております。また、このうち配慮書については事業の位置・規模等を検討した結果を示した図書、方法書については調査・予測・評価の計画を示した図書、準備書は調査・予測・保全措置の検討の結果を示した図書、評価書は準備書の内容を見直した図書となっております。 現在は準備書を示した段階であり、配慮書以降、環境等に配慮し、一部計画を見直した内容となっております。 事業計画が決定しない早期の段階からご説明をしているため、いただいた質問に対して、必ずしも具体的な回答できませんでしたが、準備書においては、調査、予測及び評価の結果をお示しいたしました。 なお、環境影響評価法の手続に基づく意見書以外においても、住民の方からご質問を頂いた場合は、極力、回答するように努めており、今後ともご質問等を頂いた場合は対応する方針です。
49	12. 準備書の結果について さて準備書の説明会がありました。すると「基準値内です」の連発です。少し前に環境省に聞いていました。すると「基準なんて言っていません。」でした。それなのになぜ「基準値内」を連発するのか。参照値も指針値も我々から見たら似たようなものですが。何も知らない人たちはそれで納得するからでしょう。基準も指針値も参照値も使ってほしくないです。	環境影響評価にあたっては、極力、客観的な評価を行うため、環境基準や指針値等、公的に示された値との比較を行っております。
50	13. この事業の決定的な問題点 どの事業も環境影響調査をして、「基準値内です。」と知識のない住民を安心させて事業を始めています。しかし、それで、被害が続出しています。これをどう考えるかです。被害が出たら二重窓だのエアコン、ブラインドだの何の役にも立たないものを考えてごまかそうとしているのが事業者です。原発に比べて被害者は少ないことをいいことに少数被害者を適当にあしらおうとしているとしか思えません。松山では2.7キロまで被害が出ているので、最低、その距離超は確保してもらわねばならないと考えます。何度も言いますが、日本全国で環境影響調査をしています。そして、どの事業も基準値以内とか指針値内ですから大丈夫と言って風車を建てているのです。ところが、大丈夫ではないのです。それで被害が出ているのですから。	事業による環境影響が生じないよう環境影響評価を実施しておりますが、事業の実施後に万一、現時点で予測し得ない環境影響が生じた場合は、弊社の責任において、必要な環境保全措置を実施いたします。

51	14. 4～5 dB 上がってもいいのか すでに今ある通常の音（残留騒音）から 5dB まで上がっても環境省の指針値なので大丈夫と言っています。環境省で出した 5dB を基準内だから大丈夫と言います。ところが、同じ環境省の手引書には 4～5dB 上がるとうるさく感じると書いています。矛盾を感じませんか。4～5dB 上がったらうるさく感じると言っておきながら、5dB 迄大丈夫とは。環境省も確かに矛盾していると認めつつも、決して基準値ではない、あくまでも目安だといい、被害が出ないようにすることは言うまでもないとのこと。実際に日立に「どれくらいの音がするのか」と聞いた人がいます。「ドライヤーの音くらいです」とのこと。既に被害ありきでこの事業が進められています。ある人が言いました、「事業者の利益の為になんで我々が被害を我慢しなきゃならないのか」ということです。	「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年 11 月、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）において、「日常の平均的な騒音レベルよりも平均して 4～5dB 騒音レベルが高くなると人はわずらわしさ（アノイアンス）を訴えるとする報告等を参考とし、評価の目安となる値を「残留騒音に 5dB を加算した値」とすることが適当である。」と記載されています。 当該報告書は、風車騒音の実態と環境影響に関するこれまでの研究等の知見、風車騒音の聴感的な特徴、風車騒音に関する諸外国の基準等を踏まえ、風車騒音の評価の目安となる値が示されています。 また、当該報告書を踏まえ、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）が定められており、この指針値は、風力発電事業の環境影響評価において、評価の目安として使用すべきものと考えております。但し、指針値以内であれば大丈夫という認識ではなく、事業の実施後に万一、現時点で予測し得ない環境影響が生じた場合は、弊社の責任において、必要な環境保全措置を実施いたします。
52	15. 2 dB 上がっても風車の音が聞こえる 松山では、電源開発という事業者がきちんと調査をしたところ、2dB あがっても風車の音は聞こえると言っています。たったの 2dB です。もちろん、松山でも環境影響調査をして問題ないと言って建てたのにです。5dB とは論外ではありませんか。既に音が出る、影がかかると被害がはっきりしているのだから、これはもうだめでしょう。今回の日立の事業は 5dB まで大丈夫と言っていますが、とんでもない事だと思います。	予測の結果、騒音レベルは、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）を下回るものとなっております。しかしながら、事業の実施後に万一、現時点で予測し得ない環境影響が生じた場合は、弊社の責任において、必要な環境保全措置を実施いたします。
53	16. 風車の影 風車の影も大問題です。自然の影は暗くなったり明るくなったりしてもあまり気にする人もいませんが、風車は回るとにグルグルと三枚の羽根の影が目の前に現れます。勿論外でも家の中でも入ってきます。先日来客があり、風車の影が分からないと言うので、動画で見てもらったところ、「うわあ～！これはダメだ。俺はダメだ！耐えられない。」と叫んでいました。このシャドーフリッカーは広範囲に及びます。これも平田部分にはかかることがはっきりしているので、たとえ一日数十分でもご免こうむります。	シャドーフリッカーについては、国内において基準等がないため、ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州の指針を参考とし、評価しております。 「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会 報告書（資料編）」（平成 23 年 6 月、環境省総合環境政策局）によると、海外のガイドラインとして以下の例が記載されており、これらをみると、適切な評価指標と考えております。 ・実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間 30 時間かつ 1 日 30 分間を超えないこと、実際の

		気象条件等を考慮する場合で、年間 8 時間を超えないこと（ドイツ：ノルトライン・ヴェストファーレン州、シュレースヴィッヒ・ホルシュタイン州、ラインラント・プファルツ州） ・ 実際の気象条件等を考慮する場合で、年間 10 時間を超えないこと（デンマーク） ・ 年間 30 時間かつ 1 日 30 分間を超えないこと（ベルギー：ワロン地域） ・ 年間 30 時間を超えないこと（オーストラリア：ビクトリア州）
54	17. 役場は本当に中立か。 この事業は事業者と住民に任されていますという事になっています。各市町村、県もはっきり関与しないと断言しています。ですが、事業者側の説明会は当然の如く広報・回覧で周知させます。ある人が役場に電話しました。「この事業はどうなっているのですか。」「はい、全て基準値内と言っているのです役場としては承認しています。」と言ったそうです。承認？ 中立の立場なのに。そこで、実際に担当者にきいてみるとそのようなことは言っていないとのこと。電話に出た人が暗黙の了解なのでそのように答えたのでしょうか。前述したように、事業者の説明会は広報に載せて周知させるが、被害については全く知らせません。実は、事業者がはっきり言っているのです。中立は賛成と同じだと。賛成や中立の場合は何の意見もいわずとも「問題なし」で片付けられます。これで中立の立場と言えるのかです。	本ご意見については、役場に対しての内容であるため、事業者からの見解は控えさせていただきます。
55	18. 住民の合意とは 住民の合意・・・とは非常にあいまいです。企業は一致団結していますが、住民は個人です。個人がまとまるのは非常に難しいことです。企業はこれが仕事です。しかし、住民はそれぞれ仕事があります。最初から企業に有利な形で進められています。つまり、やりたい放題というわけです。いつまで、企業の横暴が許されるのでしょうか。今回もどれだけの署名、どれだけの意見と何度も反対を表明しているのに全く無視し続けています。これで住民の合意を取れたと解釈されるのでしょうか。	事業を実施するにあたっては、地域のご理解が必要と考えており、地域住民の方にご理解いただけるよう、適宜、ご説明等に努めております。また、合意のあり方については弊社のみで決めることではなく、森林管理署、地元自治体、周辺住民等、関係者の皆様と協議させていただきたいと考えております。
56	19. 地球温暖化の犯人は本当に CO2 なのだろうか 「京都議定書」「パリ協定」にあるように、世界的規模で気温上昇を抑えていこうと取り組んでいるようですが、その延長上に風車や太陽光があり、福島県も 2030 年までにエネルギーは全て再生可能にするとか言っていました、それが無理だと分かってなのか、最近は 2040 年まで延ばしました。しかし、先日、菅総理が 2050 年を目標とする声明を出しました。それについて、東北電力の社員に聞いてみますと個人的な見解ですがと前置きして、「自然エネルギーで 1 千万キロ発電の目標を立てているのかもしれない。しかし太陽光は夜は発電しないのに電気は夜使う。風車も風任せ。その足りない所を水力や地熱とかで補えればいいが結構難しい。そうなると火力で補う事になる。確かに補うだけだから石炭も少ししか使わないかもしれない。だからと言って、果たして CO2 が削減されるのかと自分は疑問に思っている」とのこと。これが自然だと思います。コロナ禍にあって経済が下降し、一時飛行機や自動車など自粛した時期があり、スモッグが消えて空気がきれいになったと言う時でさえ、少しも下がってはいないのです。気象庁のグラフを見ると上昇しっぱなしの角度で上昇し続けており、一度も下がってはいないのです。さらに、地球のほぼ 100% 近くは酸素と窒素で、なんと二酸化炭素は 0.04% というではありませんか。0.04%…1% にも全然満たないのになんで CO2 だけが問題になるのでしょうか。ある人は CO2 は地球温暖化の犯人ではない、冤罪だと言っています。つまり、地球温暖化の原因は異常気象とか他にあるという事です。事業者社長も「CO2 削減の為」と言っています	IPCC 第 5 次評価報告書では気候システムの温暖化には疑う余地がないと報告されています。 温室効果ガスは二酸化炭素だけではなく、人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあります。これらのガスのうち、最も温室効果が大きいのは二酸化炭素です。温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)の解析による 2019 年の二酸化炭素の世界の平均濃度は、前年と比べて 2.6ppm 増えて 410.5ppm となっています。また、工業化(1750 年)以前の平均的な値とされる 278ppm と比べて、48%増加しています。 弊社としましては、CO2 排出削減に寄与できるように本事業を推進していきたいと考えております。

	したが、この点の疑問には答えられていません。それに加えて、風車や太陽光の事業者（個人も含む）には発電して買い取った電力に対して、電力会社に支払義務が生じる、すると過剰電力の支払いは当然一般の我々に「省エネ賦課金」として課されることになっています。この事業も疑惑だらけですから、本当にCO2が温暖化の原因なのか、この疑問に明確に答えてからにしてほしいです。	
57	20. 法の規制がないのが問題・やりたい放題の事業者 最初は誰もが風力はこれからのエネルギーとして歓迎していたと思います。しかし、稼働直後から問題が続出。ところがその問題に向き合うことなく国はどんどん事業者の有利な条件で推進してきました。その結果事業者の一人舞台です。前回の沢又山の件と今回の須賀川玉川の件を体験して、事業者の本質がよく分かりました。	風力発電所の設置にあたり、以前は事業者が自主的に環境影響評価に取り組んでおりましたが、「環境影響評価法施行令」の改正により、平成24年10月から環境影響評価法の対象になりました。また、騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年、環境省）が策定されております。 以上のとおり、環境影響評価については、適切に法制度等が改正されています。
58	21. 何かおかしい 前回、平田が反対したので今回は平田には建てない。今回の事業は四辻新田が区として反対したので四辻新田には建てない。この時点で、多くの人は「はてな・・・」と疑問視しています。区として反対すれば建たないのかと。しかし、東山二区も区として反対していたはずですが、その後全ての予定の風車が東山二区に集中しました。 （*事業者記載：特定の住民の個人情報に触れるおそれがあるため、省略させていただきます。） 最初に戻りますが、平田や四辻新田からなぜ撤退したのか。東山二区でも区として反対していたのにどうして東山二区に集中させたか。疑問だらけです。	平田村については、配慮書段階から、事業実施想定区域には含まれておりませんでした。また、四辻新田地区については、配慮書段階では事業実施想定区域に含まれておりましたが、特に配慮すべき施設である児童養護施設等からの離隔を確保した結果、四辻新田地区からも対象事業実施区域を除外しました。
59	22. 東山二区に日立の社員は住みたいと思うか 実際に日立の社員に聞いてみたいです。両側に風車に挟まれた所に、しかも片側は500m超、もう一方は1キロ未満。何ですかこの配置は。狂気の沙汰としか思えません。 （*事業者記載：特定の住民の個人情報に触れるおそれがあるため、省略させていただきます。） もし、日立の社員の親兄弟親戚が、この土地を購入し家を建てて住む予定だと耳にしたら、必死になってキャンセルするように言いませんか。絶対にここに住んではいけないと。このような計画が審査を通るのでしょうか。再度日立の社員に聞きます。この東山二区に住みたいと思いますか。	本事業の実施に当たっては、地域の皆様の生活環境に配慮した計画とし、また、ご理解が得られるように努めたいと考えております。
60	23. 「現在居住者のいない住居」と表示するいやらしさ 東山二区に居住はしていないが、今でも山や土地を管理し別荘を建てている人もいます。市街地に住みながら、畑を耕作している人や山林を二町歩管理している人もいます。確かに現在住んではないが、後に帰る予定の人もいます。今住んでいないのならどうだと言うのでしょうか。日立は何を言いたいのですか。いま住んでいないから風車を建てても問題ないというのでしょうか。全く酷い話です。もし、風車が建ったら資産価値は下がるところか、風車の音がするとしたら資産価値はゼロでしょう。売却の道も完全に閉ざされてしまいます。現在住んでいなくとも、家がなくても財産権はあります。自分たちの都合でこのような表示をしないで欲しいと思います。	別荘としてご利用されている建物については、居住しているものとして数えています。 また、現在居住者のいない住居についても評価対象として設定し、居住者のいる住居と同様に評価いたしました。
61	24. 静かに暮らす権利 平田も四辻新田も東山地区も本当に心配している人たちが大勢います。脅迫されて表明できない人たちが沢山います。企業は住民を切り捨てても自分たちの利益の為にやると言う姿勢を崩しません。このようなことが許されるのでしょうか。我々は人としてこの地に住む環境が第一に	本事業の実施に当たっては、地域の皆様の生活環境に配慮した計画としております。また、今後もご理解が得られるように努めて行きたいと考えております。

	守られるべきではないでしょうか。明確な理由もなく、終始一貫して住民をバカにしたような扱いをし、既に音が出る、影がかかるとはっきりしているこの事業をどうして承認できるでしょうか。もし、今回のこの異常な事業がまかり通るなら、今後も事業者の横暴が更に加速することは間違いないでしょう。環境保全以前に重大な問題があるので、記してみました。日立の社員も審査員の方々も是非、真剣に考えて下さい。	
--	--	--

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
62	この意見書はなぜ提出するのか 1. 私たちは、事業者社長に対し今までにもさんざん意見を伝えてきました。 それでも今、またこうして意見を書かなくてはなりません。今まで伝えてきた意見はどうなったのでしょうか。結局、事業者の都合や強い意向というものが先にあって、それに合う意見は考慮できるが、都合の悪い意見はそのままにするということになってしまっているのではないのでしょうか。以前、会津若松ウインドファーム事業をめくり、事業者が、出された意見書を要約して評価書を作成してしまったため、趣旨が伝わらないとして、裁判になったことがあります（東京地裁平成24年（ワ）第26137号著作権及び出版権侵害差止請求事件）。私たちが、どんな思いで意見を出しているのか、よく考えていただき、出された意見にしっかり向き合ってください。	頂いた意見書については、要約せずにすべてアセス図書に記載しており、それぞれの意見に対して見解を示させていただいております。 なお、意見書のうち個人情報等に関する記載については、部分的に修正又は省略しております。
63	風車騒音・低周波音・水・影―地域に影響のない事業を計画してください 2. 空き家も含めて、民家に影響がないようにしてください。いわき市役所の「風力発電事業者の皆様へ（重要）」には、「運転開始後の騒音、低周波音及び電波障害等による周辺住居等への影響がないようにしてください」、「水道水源保護地域や周辺住民が生活用水として利用している沢水・井戸水等の水源地への影響がないようにしてください」、「風力発電施設の影による周辺住居等への影響がないようにしてください」と、すべて「ないようにしてください」と言い切った文言になっています。これが、私たちの要求です。県知事意見も「個別の風力発電機の立地については、住宅等に影響を及ぼさない離隔距離を確保すること」（（仮称）須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価方法書に対する県知事意見 令和元年6月13日）となっています。影響がないのに反対する人はいないと思います。なぜ、影響を受けるのに我慢しなければならないのでしょうか。風車が建たないと誰か困る人がいるのでしょうか。気になる音は、長く聞いていると、不思議なもので、耳に付いてどうしようもなくなります。その音が実際には聞こえていなくても、耳の奥の方で聞こえているかのように音が残る、一日中、その音がしている気分になってしまうのです。ですから、風車音は、たとえ「評価の目安となる値：残留騒音＋5dB」（風力発電施設から発生する騒音等への対応について 平成28年11月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）以内であっても問題があるのです。「日常の平均的な騒音レベルよりも平均して4～5dB 騒音レベルが高くなると人はわずらわしさ（アノイアンス）を訴える」（出典は上と同じ）のですから、問題です。それどころか、「On/Offの結果、2dB以上の差異があれば風車音として認識できる・・・特に、4回目測定は、屋外／16.6dB、屋内／2.6dB と一番大きな差が生じ、風車音によるものと明確に確認できる」（桧山高原風力発電所 馬洗戸地区における風車騒音の測定結果について）とあります。これは、事業者が、平成25年2月20日から22日に測定した資料です。「2dB以上の差異があれば風車音として認識できる」のですから、私たちとしては、施設の稼働による騒音の予測結果の増加分はすべて0としていただきたいと思います。 環境省水・大気環境局大気生活環境室に確認してみましたが、4dB、5dBで聞こえることは、認めています。しかも、「残留騒音＋5dB」は、指針であって、基準としては使ってほしくないと言っています。 「5. 注意事項本指針の適用に当たっては、以下の点に注意すること。○本指針は、騒音に関する環境基準、許容限度や受忍限度とは異なる。」（風力発電施設から発生する騒音に関する指針について環水大大発第1705261号 平成29年5月26日）これを黄門様の印鑑のように使って、問題ないというのはやめていただきたいと思っています。また、施設の稼働による騒音の予測結果（10.1.1-75(483)～10.1.1-78(486)）を見ると、40dBを超えている時間帯が約半分あります。環境省の文書にある「静かな環境では、風力発電施設から発生する騒音が35～40dBを超過すると、わずらわしさ（アノイアンス）の程度が上がり、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性がある」（風力発電施設から発生す	ご意見のとおり、指針値は、屋外において聞こえない音ではありませんが、わずらわしさ（アノイアンス）と睡眠影響に着目して、屋内の生活環境が保全されるよう、屋外の騒音について策定されております。 当該指針値について、「風力発電施設の設置又は発電施設の新設を伴う変更の際に、風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針を次のとおり定める。」と記載されていることから、環境影響評価に用いることは適切と考えております。なお、予測・評価の結果は指針値を超えておりますが、引き続き地域の音環境の保全に努める方針です。 また、風力発電機から騒音が岩盤を伝って、周辺環境に影響を及ぼすという事例は把握しておりません。

	る騒音に関する指針について 環水大大発第 1705261 号 平成 29 年 5 月 26 日) というのも、心配です。 もうひとつ気になるのは、地下が岩盤だということです。このあたり一帯は、地震のたびに、地鳴りのような響きが先に来て、それから揺れが来ます。風車ができると、タワーや岩盤を伝って届く音が心配です。その辺の知見はあるのですか。沢又山高原風力発電事業のときも 1530m～1790m 辺りが落としどころという意見が、公聴会記録に残っています。今回もその程度の離隔距離の確保をお願いします。																																																																																						
64	残留騒音の値次第で○にも×にも 3. 2020 年 10 月 23 日、12 基と 8 基の施設の稼働による騒音の予測結果 (春季～冬季) を提出していただきました。「表 2-4 12 基の施設の稼働による騒音の予測結果 (冬季)」は、次のような値でした。 表 2-4 12 基の施設の稼働による騒音の予測結果 (冬季) <table><tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">時間区分</th><th colspan="3">騒音レベル(デシベル)</th><th rowspan="2">予測値</th><th rowspan="2">増加分</th><th rowspan="2">残留騒音 +5デシベル</th><th rowspan="2">評価の目安となる指針値</th><th rowspan="2">指針値との比較</th></tr><tr><th>残留騒音</th><th>風力発電機寄与値</th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">S-1</td><td>昼間</td><td>34</td><td rowspan="2">40</td><td></td><td>41</td><td>7</td><td>39</td><td>40</td><td>×</td></tr><tr><td>夜間</td><td>31</td><td></td><td>41</td><td>10</td><td>36</td><td>40</td><td>×</td></tr><tr><td rowspan="2">S-2</td><td>昼間</td><td>44</td><td rowspan="2">36</td><td></td><td>45</td><td>1</td><td>49</td><td>49</td><td>○</td></tr><tr><td>夜間</td><td>43</td><td></td><td>44</td><td>1</td><td>48</td><td>48</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">S-3</td><td>昼間</td><td>39</td><td rowspan="2">42</td><td></td><td>44</td><td>5</td><td>44</td><td>44</td><td>○</td></tr><tr><td>夜間</td><td>37</td><td></td><td>43</td><td>6</td><td>42</td><td>42</td><td>×</td></tr><tr><td rowspan="2">S-4</td><td>昼間</td><td>39</td><td rowspan="2">42</td><td></td><td>44</td><td>5</td><td>44</td><td>44</td><td>○</td></tr><tr><td>夜間</td><td>38</td><td></td><td>43</td><td>5</td><td>43</td><td>43</td><td>○</td></tr></table> 「(仮称) 沢又山高原風力発電事業に係る環境影響評価準備書」194、195ページから、地点Bは、今回のS-1と同じですから、平成24年2月の地点S-1の冬季の昼間の等価騒音レベル(LAeq)は55dB、夜間は50dB (同172ページ)ということがわかります。この値を上記の表の残留騒音の値として計算すると、S-1の昼間の増加分7は0に、夜間の増加分10も0になり、指針値との比較では×が○になってしまいます。このように、残留騒音の値次第で、いとも簡単に指針値をクリアしたり、しなかったりしてしまいます。そして、環境省の「残留騒音+5dB」という目安値は、その最低が、特別な場合以外は、40dBに強制的に下駄をはかされてしまうわけですから、よほど近くに風車が建たない限りは、すべて指針値をクリアしてしまうマジックのような指針になっています。これでは、風車被害がなくなるのも無理はありません。やはり、イギリス騒音協会とパリ医学アカデミーの勧告 (Location, Location, Location An investigation into wind farms and noise by The Noise Associationの21ページ2006年7月) のように、1.6 km程度のバッファゾーンは必要と考えます。仮に、環境省のように、評価の目安となる値の考え方で考えた場合には、評価の目安となる指針値と予測値との比較で考えるのではなく、風車音が聞こえないように残留騒音からの増分を0とするようにしなければならないと考えます。	予測地点	時間区分	騒音レベル(デシベル)			予測値	増加分	残留騒音 +5デシベル	評価の目安となる指針値	指針値との比較	残留騒音	風力発電機寄与値		S-1	昼間	34	40		41	7	39	40	×	夜間	31		41	10	36	40	×	S-2	昼間	44	36		45	1	49	49	○	夜間	43		44	1	48	48	○	S-3	昼間	39	42		44	5	44	44	○	夜間	37		43	6	42	42	×	S-4	昼間	39	42		44	5	44	44	○	夜間	38		43	5	43	43	○	ご指摘いただいた他事業のアセス図書の結果について、弊社では詳細を把握しておりませんが、本事業では残留騒音を測定しているため、以前の環境騒音の測定結果と異なっている可能性も考えられます。 また、本環境影響評価では、15 地点において1季当たり3日間の測定を4季行っただけで予測評価を行っており、いずれの地点においても指針値を下回っております。したがって、様々な条件で環境影響を検討した結果であると考えております。 残留騒音が 30～34 デシベルの場合の指針値は、40 デシベルとなりますが、これについては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成 29 年、環境省)には、「地域の状況に応じて、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して、指針値における下限値を設定する。」と記載されています。
予測地点	時間区分			騒音レベル(デシベル)								予測値	増加分	残留騒音 +5デシベル		評価の目安となる指針値	指針値との比較																																																																						
		残留騒音	風力発電機寄与値																																																																																				
S-1	昼間	34	40		41	7	39	40	×																																																																														
	夜間	31			41	10	36	40	×																																																																														
S-2	昼間	44	36		45	1	49	49	○																																																																														
	夜間	43			44	1	48	48	○																																																																														
S-3	昼間	39	42		44	5	44	44	○																																																																														
	夜間	37			43	6	42	42	×																																																																														
S-4	昼間	39	42		44	5	44	44	○																																																																														
	夜間	38			43	5	43	43	○																																																																														
65	55dB 以下は騒音にならないのか、なるのか 4. 騒音の評価を定量的に行うことの長所を否定するものではありません。しかし、騒音と感ずるか否かは人によって異なるもので、主観的判断基準に基づくことはある程度止むを得ないものだと思います。つまり、環境基準値として 55dB を準用していますが、55dB 以上であれば騒音で、それ以下は騒音ではないという性格のものではないということだけは、理解しておいていただきたいと思います。地域の方々から意見が出されたときに数値によって押し切ることの無いようにだけお願いします。また、少なくとも平田村の打違内地区は、騒音に係る環境基準を準用するなら、地域類型は AA を準用してください。理由は、裁判の判決文があるからです(「(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業 環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解 平成 31 年 4 月日立サステナブルエナジー株式会社」69 の意見参照 21 ページ、令和元年 7 月 11 日風力部会資料 資料 2-2-3)。	騒音については「不快な音」であり、これが環境基準以下の場合には「環境基準以下の騒音」と認識しております。地域の方々からご意見を頂いた場合は真摯に対応いたします。 また、本意見は、ご提示いただいた「環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解」の該当箇所の記載からみると、施設の稼働に伴う騒音についてのものと理解し、以下に見解を記載いたします。 本事業の環境影響評価において、施設の稼働に伴う騒音の評価																																																																																					

		にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成 29 年 5 月、環境省)と比較しており、環境基準は用いておりません。 また、当該指針は、残留騒音に応じて設定されるため、地域の状況に応じたものとなっております。
66	5. 説明会の時、残留騒音や土壌中の放射線量について質問がありましたが、建設環境研究所の回答の仕方には、疑問を感じました。住民の生活環境を守るという視点での回答ではなかったからです。自分たちの測定方法を正当化したり、根拠となるデータのない推論を言うだけで、心配や疑問に答えるという姿勢が欠落しているように感じました。身構えた反論をするのではなく、住民の心配や疑問に答えるという真摯な態度での回答、説明を求めます。	説明会において頂いた質問に対しては、丁寧な回答を心がけております。また、騒音等の技術的な事項については、データに基づきご説明をするように努めております。
67	水環境－水源が細い 6. 工事に伴い、大雨などの災害による影響が予想されますので、水源保護を最優先にして、生活用水に使っている沢水、井戸水などに影響がないようにしてください。事業実施地域は、上水道が来ていません。みんな湧き水などを利用しています。新鮮な水に影響が出ると、生活用水ばかりか、新鮮な水を使っている工場の製品にも影響が出てしまうので、死活問題になってしまいます。須賀川 2 区のあたりは、もともと水源が細い地域で、皆さん、水を大切に使っています。それなのに、山を削ったり木を切ったりすれば、水源はさらに細くなるのではないのでしょうか。たまった水を電気できみ上げていますが、低い所でも 1 時間くらいで、空っぽになりますから、もっと高い所に住んでいる方は、なおさら早くなくなると思います。 このようなことは勿論なのですがまず、水源地に風車を建てることからして大問題です。山を削るなら、大雨が降れば土地が崩れたりするのは当然です。 昨年大雨では、沢又山の林道が崩落し、通行止めになりました。山頂付近の道路も、深くえぐれて、ひどいものでした。東野の清流に向かう道路は、1 メートルほども削られて、大きな石が丸見えになっていました。勿論、通行などできるはずありません。清流も、もう一本、川筋ができて 2 本になっていました。異常気象的な今の時代に、水源地の山をあえて削るなど、とんでもないことです。	本事業の実施に当たっては国有林の貸付申請を行う予定であり、その手続きの過程において水資源や土砂災害による影響のないように森林管理署と協議を行います。なお、風車建設については、尾根沿いの山頂部分地表に設置することから、水源(湧水、地下水)への影響は小さいと考えられております。
68	風車による影－尻拭いはごめんだ 7. 近くは勿論、遠く離れた住居や空き家なども含めて、影響がないようにしてください。 事業者は、巧みな論法で、「影響の低減が図られている」(10.1.5-4(595)ページ)と評価しています。「風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集 平成 29 年 12 月環境影響評価審査の検証 風力発電所事例集検討委員会」には、確かに諸外国のガイドラインの事例が載っていますが、こうした事例を私たちに風車を押し付ける根拠にしているのでしょうか。私たちが、そのガイドラインを受け入れなければならない根拠は何ですか。 準備書では、「影響の低減が図られているものと評価する」(10.1.5-11(595))となっていますが、東山地区の調査した地点だけを考えても、1 日に 14 分から 19 分、年間 2 時間から 42 時間も影がかかります。他事業者もこの方式で広く影響低減の判断をしているとのことですが、単に風車を建てたことによる影の影響の尻拭いを私たちに押し付けているだけです。 「シャドーフリッカーについては、静岡県での調査において、20 分以内の短時間の影響でも不快感を示す住民が 3 割以上を占めた・・・わが国では、シャドーフリッカーの環境基準は存在しないが、欧州諸国では基準を設けているところがあり、・・・しかし、これをそのままわが国に適用できるか、より慎重な検討を要する・・・静岡県の事例では、特定の時間帯に風車の稼働を停止するといった保全措置が既に取りられていて・・・」(環境アセスメント学会誌 15(2):8-14 (2017) セミナー報告 風力発電施設による影響発生とその対応～社会的受容性向上のた	風車の影については、国内に環境影響評価の指標とすべき基準等がありません。しかしながら極力客観的に評価をするため、国内の環境影響評価で広く使用されている海外のガイドラインを引用しました。 風車の影について、運転開始後に問題が生じた場合は状況を把握し、対象の居住者だけでなく農作業の方への影響を考慮し、協議を行ったうえで、風力発電機の停止も含め、環境保全措置を実施いたします。

	めに〜錦澤滋雄）というのに、どうして私たちの方だけが、遮光カーテンやブラインドを付けなければならないのですか。事業者の方こそ、更なる風車配置の見直しや影がかかる時間帯の停機を対策に入れるべきではないでしょうか。平田村での説明会において、事業者社長から、影についてははっきりすることなので、問題があれば風車を止めるとの発言がありました。しかし、いざとなると、これくらいは我慢していただくなくては、と言うことになりはしないかと心配します。本当に、電話一本で、止めてもらえるのでしょうか。私たちの主張は簡単で、影響が出ないところに造ってください、ということです。静岡県での調査は、御前崎市、牧之原市、東伊豆町などの風力発電施設での調査です。空き家だからどうのこの、1日30分だからどうのこの、斜面側になるからどうのこの、木が生えているからどうのこの、ではなくて、そのような言い方をしなくてもいいような所に建ててください、ということです。示されている評価基準は、すべて被害を受ける人たちを納得させるための手段にしかありません。広く使われている評価方法だから受け入れなさい、というのはあまりにも僭越、高飛車なやり方のようにも思えます。空き家になっているから、などというのは、余りにもひどい財産権の侵害です。財産権の尊重という視点が欠落しているのではないのでしょうか。植生についても、木は大きくなる一方、というわけではなく、将来、切られることだってあり得ます。杉は、45年、ヒノキは50年で主伐の樹齢に達します。あり得るところか、昨年は、須賀川地内の沢又山で主伐の事業があり、植えてから60年の木が実際に大規模に切られています（福島森林管理署白河支署に確認済）。今年は、主伐の事業はありませんが、来年度以降は、また計画があるかもしれないと言っていました。また、東京工業大学環境・社会理工学院 融合理工学系の錦澤准教授の研究室のホームページには、「居住者だけでなく、農作業中にシャドーブリッカーの影響を受けることもあり、気にしている人もいる」、「今回の調査では、ドイツ等の欧州で採用されているシャドーブリッカーの影響範囲の基準よりも広く影響が発生している可能性が示唆された」（http://www.nishikiz.depe.titech.ac.jp/Shizuoka2015.html）と書いてあります。 譲歩するのは、いつも住民側というやり方ではなく、お互いに対等な立場でなければならないと思います。	
69	圧力がかけられている 8. 福島県や須賀川市などに要望書（平成29年4月9日付）や反対文（令和2年9月27日付）が提出されていますが、（※事業者記載：特定の住民の個人情報に触れるおそれがあるため、省略させていただきます。）そんなに風車に賛成なら、自分たちで賛成の署名を集めればいいではないでしょうか。なぜ、それができないのでしょうか。 事業者をお願いしたいことは、各地区に賛否を迫るようなことは謹んでいただきたいということです。賛否の表明、とりまとめは、あくまでも、各地区がするしないも含めて、自由に決めるべきものであり、事業者側の都合で、意思表示を求める根拠はないと思います。無理に意思表示を求めると、地域の分裂や役員解任ということさえ、起こりかねません。事業者には、地元の態度決定を求めて、地域を混乱させることのないように要望いたします。	ご意見のとおり、事業者としては、無理に各地区に賛否を迫るようなことはいたしません。
70	基数を減らした根拠-疑問の残る判断 9. 計画段階環境配慮書でのA案では、玉川村（沢又山）に2基、須賀川市（東山）に5基、須賀川―玉川の境界線上（沢又山）に1基、須賀川市（沢又山）に4基の配置計画（合計12基）でした。須賀川地区（東山）に5基では、沢又山高原風力発電事業のときの3基よりも多くなるので受け入れられないと須賀川地区の住民から言われ、定格出力を2300KWから2875KWに上げて3基に減らしました。また、玉川村四辻新田地区の反対決議を受けて、玉川分の2基を減らし、境界上の1基は平田側に寄せて、8基全基を須賀川市地内に配置する計画に変更したのが、今回の準備書での配置です。つまり、文句を言われれば、少し、移動してガス抜きをする、何も言われなければ、そのまま建てると、いうやり方のように思います。12基から8基に減らしたら、どんな予測値になるのか結果を見たい、と意見を言っても、その予測値の比較は準	配慮書以降の段階において、特に配慮すべき施設である児童養護施設等からの離隔を確保するため、風力発電機の基数を削減する計画としました。 また、配慮書A案の12基の場合と比べ、方法書以降の8基の場合に騒音影響がどのようになるのかを比較できるようにするため、騒音寄与値の比較を準備書に記載いたしました。 また、ご指摘のとおり、指針値との比較において、残留騒音から

	備書にありませんでした。あるのは、12 基と 8 基の風車の寄与値比較だけでした。事業者は、「ご要望がありましたので、12 基と 8 基の騒音の予測評価を実施できるように検討いたします」(2020 年 5 月 15 日)と約束したはずで、やっとなって来たデータは、説明会の前夜でした。予測結果は、準備書に入れて、福島県環境影響評価審査会や環境審査顧問会風力部会の先生方の目に触れるようにしてください。12 基のデータを比較すると環境省の目安値の設定の仕方に疑問が出てきます。例えば、残留騒音からの増加分が 6dB の S-3 冬 S-1 夏、S-1 秋、S-4 秋を比較すると、同じ 6dB の増加分なのに、×になったり、○になったりしています。6dB の差は、明らかに聞こえる音なのに、どうして○になるのでしょうか。また、S-1 春の夜間の増加分が 7dB なのに○というのも変です。6dB の増分でダメなのに 7dB の増分でも○というのは、理解しがたいことです。もともとの環境が静か過ぎて優遇されているのだから、6dB 上がろうが、7dB 上がろうが、40dB までは贅沢を言うな、ということなのでしょう。これでは、規制値どころか、許容値になってしまいます。結局、環境省の目安値によっては、騒音被害が出るかどうか、判断できないと結論するしかないように思います。日立サステナブルエナジー株式会社は、12 基と 8 基のデータからどのような判断を経由して、8 基の配置を問題なしとしたのでしょうか(12 基の施設の稼働による騒音の予測結果(春季～冬季)のデータについては、この意見書の 12 ページ以降を参照のこと)。	の増加分が 6 デシベルであっても○になる場合と×になる場合があります。これは、残留騒音によって指針値が異なるためです。残留騒音が 35 デシベル以上のときの指針値は残留騒音+5 デシベルですが、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して、残留騒音が 30～34 デシベルのときの指針値は 40 デシベル、残留騒音が 29 デシベル以下のときの指針値は 35 デシベルと定められています。これらの指針値は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成 29 年、環境省)に定められています。 (意見書に添付頂いた騒音の予測結果のデータについては、本意見概要の No. 82 の次頁以降に示しました。)
71	出たのは反対意見だけ 10. 平田村打違内地区での説明会では、賛成意見は出ませんでした、東山地区も反対しています。それは、10 月 11 日に開かれた説明会を見ればわかります。二十数人いましたが、だれからも賛成の意見は出ませんでした。それどころか、出るのは反対の意見ばかりでした。事業者は、住民の理解が得られていると思っているのでしょうか。説明会の席で、誰かが賛成の意見も言ったらどうか、と発言しましたが、誰からも発言はありませんでした。住民の多くが反対していることは、日立もよく分かっていたはずで、福島森林管理署白河支署は、国有林を貸すにしても、その前提として、住民の理解がなければならぬと言っています。事業者は、一体、どのような説明をするのでしょうか。	本事業の実施に当たっては、地域の皆様の生活環境に配慮した計画としております。今後ご理解が得られるように努めて行きたいと考えております。
72	当てにならない補償の確約 11. 「翼の回転による振幅変調音及び内部の増速機や冷却装置から生じる純音性成分が、地域住民のアノイアンス(わずらわしさ)につながる可能性及び当該影響が確認された場合の対策についても検討すること」((仮称) 須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見 令和元年 6 月 13 日) との県知事意見があります。具体的対策は、準備書のどこにあるのですか。M 氏(事業者社員)は、何かあったら、まず調査してから、と言いましたが、環境影響調査をして建てて、被害が出て、同じことではないでしょうか。予測と実際は違うこともある、というのでは、準備書の評価は信用できなくなります。ほとんどの所は、測定してみても「基準内」ということになり(例として阿武隈山系の某風力発電所(政経東北 2019 年 10 月号))、対策はポーズだけの二重サッシかカーテンくらいで、うやむやになってしまっています。最大の対策は、風車を建てないことです。補償が確約できないと同意できない、という人がいます。しかし、補償に至る前に基準内だ、行政も問題なしと言っている、医者や診断書をもらってください(実際に、宇和島市と西予市、愛南町の住民 158 人が 2016 年 6 月 14 日、愛媛県公害審査会に、騒音で健康被害が出ているとして夜間の運転停止を求める調停を申請した際、事業者は、診断書の提出を求めました)、で終わってしまうのではないのでしょうか。あまりしつこく苦情を言うと、周りから、辛抱が足りない、わがままだ、神経質だ、感覚異常者だ、いやがらせではないのか、金が目当てに違いない、などと逆に白い目で見られかねません。被害の認定基準がないので、苦痛を訴える人は被害者ではなく苦情者と呼ばれます。やはり、同意しないに勝るものはありません。「再エネ特措法に基づく調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること」(事業計画策定ガイドライン(風力発電) 2020 年 4 月改訂 資源エネルギー庁 18 ページ) とあり、設備の更新により風力発電事業を継続することが求められていますので、一度、建ったら	事業による環境影響が生じないよう環境影響評価を実施しておりますが、事業の実施後に万一、現時点で予測し得ない環境影響が生じた場合は、弊社の責任において、必要な環境保全措置を実施いたします。その場合の具体的な環境保全措置については、調査を実施した上で検討いたしますが、例としては、住居への二重サッシの設置や風車の稼働調整等が考えられます。 なお、約束については、守るよう努めております。方法書の説明会においては A1 版相当の図面を用意いたしました。質問に対する回答期日については、延期したことをお詫び申し上げます。責任を持った内容とするために当初想定していたよりも時間を要したためであり、その際は、適宜、ご連絡をさせていただいております。

	20 年、40 年、60 年と半永久的に続くと思って間違いはありません。もうひとつの気になる点は、日立が約束を守らないことです。方法書の説明会のときには、民家の配置がわかる大きな地図を出す約束しましたが、出しませんでした。質問書の回答期限に合意しましたが、延期しました。何をやるにもいちいち連絡してからにする、と言いましたが、約束を守ったためしがありませんし、守ろうともしません。こんな小さなことも満足に守れない企業なら、さらに大きな約束事を、守れるはずありません。補償の確約など、事業者の行いを見れば、信用できるかできないかはわかります。 まさに、「小事に忠実な人は、大事にも忠実である。そして、小事に不忠実な人は大事にも不忠実である。」（ルカによる福音書 16 章 10 節）という言葉の通りだと思います。	
73	廃棄物処理の目途が立っていない事業 12. 運転までに出る廃棄物についての言及はありますが、20 年後の廃棄物のことには全く触れられておらず、成り行き任せの計画になっています。事業者は、具体的な処分場や処理計画については、「約 20 年後における各処分場の状況、リサイクル技術、廃棄物処理に関する法制度並びに廃棄物行政等に応じて適切に対応します」としているだけで、現段階では目途が立っているものではありません。しかも事業者が「現状では適切にリサイクル又は処分されております」と住民に回答しているその根拠資料には、「GFRP は既存のリサイクル・処理ルートが確立しており、・・・一般的なリサイクル・処理が行われていると考えられる」（平成 26 年度使用済再生可能エネルギー設備のリサイクル等促進実証調査委託業務 報告書 平成 27 年 3 月 267 ページ）とあるように、「考えられる」だけであって、実際に廃棄物処理業者に聞いてみると、運搬費、運搬免許取得状況、受け入れ荷姿、付着物の問題、セメント会社の稼働状況など現状でも問題が出ているのです。風車のブレードのリサイクルについては、セメント原燃化手法などによりリサイクルはできてはいませんが、いざリサイクルしようとする問題が出てくるのです。そのひとつは、サーマルリサイクルに回らなかったものをどこに埋め立てるのかです。 風車のブレードは、安定型埋立処分場に埋め立てられます。福島県産業廃棄物課によると令和 2 年度予測では、安定型埋立処分の県内での現有処理能力は 144 万 m³、一方、県内での年間の安定型埋立の処理量は、17 万トンとのことです。議論を簡単にするために比重を 1.0 と仮定し、144 万トンの残余処理能力があると考えてみます。年間の処理量は、だいたい横ばいとのことです。10 年後には福島県内での処理はできなくなる計算です。処分場の新設をするならともかく、20 年後、沢又山の風車はどこに埋め立てるのでしょうか。こんな状況ですから、もっと具体的な処理計画をしっかりと示してもらわなくては、風車の建て逃げになりかねません。トイレのないマンションを建てようとしているようなものです。資源エネルギー庁も、法令を守って適正に処理しなさい、地域住民と合意した事項がある場合は、それに従って対応しなさい、費用の積み立てに努めなさい（事業計画策定ガイドライン（風力発電）2020 年 4 月改訂 19、20 ページ）、というだけです。県や国は長期的視野に立って、事業者を指導してほしいものです。さらに、英国の国立再生可能エネルギーセンターは、ガラス強化繊維プラスチックは、粉碎時に多くのエネルギーを消費するので、リサイクルにおいて課題が残るとしています。（平成 26 年度使用済再生可能エネルギー設備のリサイクル等促進実証調査委託業務 報告書 平成 27 年 3 月 271 ページ）福島県の重荷になる風車は、この地に建てないでください。	国内における風車の処理実績はあり、産業廃棄物として処理できると理解しております。事業終了後の処理の仕方は現時点では決まっておりませんが、事業終了後の風力発電機の撤去及び処分については、可能な限り再生利用に努め、廃棄する場合においては専門業者に発注し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づき適切に処分いたします。
74	事業中止を決断できないのはなぜか 13. 事業者社長は、私たちが事業からの撤退を求めたのに対し、環境測定をやってみて、指針値を大幅に上回っていなければ、話し合いを続けながら、どうしたら落としどころが得られるかを探っていきたい、と事業を進める姿勢を示しました。私たちは、多少のメリットのためにリスクを取る選択をするのではなく、静かな暮らしを続けていきたいと思っています。かつて、日立の S 取締役も、反対の反対で進めても住民も愛着が出ないし、無理して動かしても問題が起こるだけだ、17 年、20 年	事業の実施は、経産省が決めるのではなく、事業者の意志により決定するものですが、事業者のみにより進めることはできず、地域のご理解、関係機関（各市町村、県、国）との協議、審査手続きを経ていく必要があります。

	とやっていかなければならないので、共存しないとだめだ、と言っていました。事業者社長は、この辺の認識が甘いのではないのでしょうか。事業者社長は、今回の事業も、最終的には、経産省が電気事業法に則って、第三者的に決めることになるので、自分たちだけで決めるわけではない、と言っています。しかし、自分の身の振り方を経済産業省に決めてもらわなくては、決められないということなのではないのでしょうか。国会議員でさえ、不祥事を起こしたら、国民の審判を受ける前に辞任するなりして、自分のことは自分で決めています。反対の声が多い中、まだ、事業をやるとうとするのでしょうか。	
75	住民の要望を聞けない理由は 14. 住民の要望を聞けない理由は何でしょう。やはり、反対があっても何とか突破できるという企業のおごりがあるような気がします。 ある方から、平田村は、今回の環境影響調査の結果、評価の目安内なので、村としては賛成しているようだと聞きましたので、早速、確認すると、村としては、賛成・反対はないということでした。須賀川市役所にもお聞きしましたが、同じような答えで、法的な部分もあるので、賛成も反対もなく、地元の人との話し合いでうまくやってもらいたい、事業者にもそのように話するとのことでした。日立サステナブルエナジーは、経済産業大臣からも、事業判断を地元にし戻され、地元委ねられた形になっているので、反対者とはよく話し合うべきだと思いますが、事業の実施については、地域特性などから、どう考えても難しいのではないかと思います。日立の往生際の悪さが目立ちます。	事業を実施するにあたっては、地域のご理解が必要と考えており、地域住民の方にご理解いただけるよう、適宜、ご説明等に努めております。また、合意のあり方については弊社のみで決めることなく、森林管理署、地元自治体、周辺住民等、関係者の皆様と協議させていただきたいと考えております。
76	公聴会を馬鹿にしている 15. 前事業者のときには、県が公聴会を開催(平成24年12月23日(日))してまで、住民意見を聞いてくれました。そうした努力の甲斐もあって、前事業が中止になったのに、その同じ山に、別の事業だと言い訳をして、風車が建つことになったら、公聴会というものの意味がなくなってしまう。風車に近いということで公聴会を開いてくれた当時の県の職員の方々の努力や住民の努力は何だったのかということになってしまいます。公聴会というものは、開催を要望しても、そう簡単には開いていただけのものではありません。背あぶり山に会津若松ウィンドファームの計画があった時も、反対している人たちが、公聴会の開催を要求しましたが、開催してもらえませんでした。沢又山高原風力発電事業のときと、(仮称)須賀川・玉川風力発電事業のときと、問題になっていることの本质は同じです。当時、平田村では風車からの距離が近く、1.6キロメートルくらいが落としどころではないかということで(今回の事業で言えば4号機、5号機の位置)、その位置の風車2基を取りやめることで合意しました。それが、また、そこに計画するというのですから、その神経には唖然としてしまいます。あまりにも公聴会や住民の努力を馬鹿にしています。事業者は、それは別の事業だから、という過去の経緯を全く無視した理屈をこねて強行しようとしています。別の事業ではありません。別の事業というのは、日立エンジニアリング・アンド・サービスから名前が変わった3代目の日立サステナブルエナジー株式会社(同じオフィスで同じようなメンバーがやっている)にとつてのことだけで、私たちにとっては、同じような事業を同じ山でやるのだから、何も変わってはいません。M氏(事業者社員)は、風車の配置が違っていると仰いましたが、そんなことで別事業になるなら、今回の事業も、配慮書段階と準備書段階で別事業ということになってしまいますし、あちこちの事業で、別事業が出現していることになってしまいます。へ理屈にもなりません。早く、撤退してください。	ご意見の中に記載されております前事業の計画があったことは認識しておりますが、弊社はその事業に関係していないため、経緯については弊社が見解を述べる立場にはございません。
77	人のふんどしで相撲を取る 16. 事業者は、「事業実施想定区域の選定経緯」(12-108(1184))なるものを公表し、あたかも自分たちがこの地域を見つけたかのようになど顔で書いています。しかし、この事業は、沢又山高原風力発電事業の横取り事業以外の何物でもありません。前事業者の〇〇氏は、ずっとずっと以前から、この地域の風況や地形などを調査し、風力発電所構想を練っていました。そして、この沢又山から東山の地域を日立に紹介して事業計画を発表したのは、〇〇氏でした。ところがどうでしょう。日立サステナブルエナジー株式会社のその選定経緯には、そのようなことは一切、書かれていません。これが、日立のやり方です。だまされてはいけません。この事業は、人の事業の横取り事業、盗作事業です。もし、こ	ご意見の中に記載されております前事業の計画があったことは認識しておりますが、弊社はその事業に関係していないため、経緯については弊社が見解を述べる立場にはございません。

	の事業に賛成だと言う人がいるとしたら、このようなやり方を認めることになってしまいます。日立サステナブルエナジー株式会社は、良心が麻痺していると思えません。日立も、裁判が始まり、痛い目に合う日が来るでしょう。	
78	カモシカやクマタカが生息 17. 今回の調査では、事業実施地域内に、特別天然記念物のカモシカや絶滅危惧 1B 類のクマタカがいることが確認されました。カモシカは、2013 年 6 月 3 日、福島県郡山市大槻町の県立郡山高校のハンドボール場に迷い込んで、約 2 時間後にプールで捕獲されたことがありますので、可能性はありましたが、今回、確認されました。クマタカについては、沢又山高原風力発電事業のときの調査でも、確認されていたので、当然、生息は予想されていました。クマタカについては、今回の調査では、調査地域外で 3 例、調査地域内で 8 例、事業実施区域内でも 1 例確認されています(10.1.7-189 (793))。絶滅危惧のクマタカやハヤブサを含む猛禽類も 6~8 種が確認されています(10.1.7-152 (756))。その他にも、コウモリ 5 種類が確認されています(10.1.7-163 (767))。このように、事業が計画されている地域には、貴重な動物たちが生息しています。準備書において、「希少生物の生息地保護の観点から、確認位置は示していません」としなければならぬほど、貴重な動物がいる地域には、風車を立てたりしないで、カモシカやクマタカなどの動物のすみかを守り、生物多様性の保全や蓬田岳からの景観の保護を考えてください。それは、結局は、私たち住民の自然環境を守ることにもつながっているのですから。平田村、玉川村、須賀川市のいずれも事業を積極的に支持していないことから考えても、事業の公益性については、低いと考えます。事業よりも希少生物の生息地保護をお願いします。	ご指摘いただいたカモシカ、クマタカ等の猛禽類、重要なコウモリ類等については、調査、予測及び評価を行っております。 予測にあたっては、改変による生息環境の減少・消失、移動経路の遮断・阻害、騒音による生息環境の悪化、騒音による餌資源の減少、工事関係車両への接触、ブレード・タワー等への接近・接触、夜間照明による誘引等の観点から予測を行っています。その結果、これらの重要な動物については、影響は小さいと予測されました。
79	3 万 580Bq/kg の放射線量 18. 沢又山の、ちょうど風車が建つところの中に、3 万 Bq/kg の放射線量の場所(10.1.14-13(1011))があります。いまさら、こんなところをわざわざほじくり返す必要はないと思います。説明会で、風車が建たないと誰か困る人がいるのですか、ときいても事業者からの答えはありませんでした。困る人がいないのですから、わざわざ対策を立てて影響を低減するまでもなく、この地で必要のない事業は、しなければいいのです。このところ、旧四辻分校(玉川村の中で沢又山に近い)や打違内消防屯所(平田村の中で沢又山に近い)の空間放射線量が上がってきています。沢又山の高い放射線量の影響も考えられます。土壌放射線量については、もう少し地点を増やし、再測定が必要ではないでしょうか。建設環境研究所の〇〇氏は、なんだかんだと理屈をこねて、影響はないと言いましたが、確実な対策は、風車を建てないことです。そうすれば、放射能対策にもなり、特別天然記念物のカモシカ(増加率や妊娠率が低い)や確認種が 6~8 種と多い猛禽類(絶滅危惧のクマタカやハヤブサを含む)、コウモリ(5 種類が確認されている(10.1.7-163(767)))などの生息地保護にもなると思います。	土壌については、切土・盛土量のバランスをとり、土壌の場外への搬出はしない計画としております。また、工事の実施に当たっては、沈砂池を設置し、降雨による濁水の流出防止に努めます。 また、ご指摘いただいたカモシカ、猛禽類、コウモリ類等については、調査、予測及び評価を行っております。 予測にあたっては、改変による生息環境の減少・消失、移動経路の遮断・阻害、騒音による生息環境の悪化、騒音による餌資源の減少、工事関係車両への接触、ブレード・タワー等への接近・接触、夜間照明による誘引等の観点から予測を行っています。その結果、これらの重要な動物については、影響は小さいと予測されました。
80	閃光灯は使わないで 19. 航空障害灯については、鳥類を誘導しにくいとされる閃光灯を採用するとあります(10.1.7-155 (759))。夕方、部屋から見える閃光灯のまぶしさが心配です。	航空障害灯については、設置基準に基づき設置が求められておりますのでご理解頂きたいお願い申し上げます。
81	準備書の図の間違い 20. 「風力発電機(12基)から発生する超低周波音の状況」12-136(1212)の図は、普通に考えれば、間違いではと思うはずですが、準備書づくりを急ぎ過ぎないで、もう少し、丁寧な作業をお願いします。	ご指摘の図は誤りであるため、縦覧場所に正誤表とともに訂正ページを設置いたしました。また、評価書において訂正いたします。

82	代替案を提案します 21. (仮称) 須賀川・玉川風力発電事業の代替案を提案し、事業の中止を求めます。 ①芝山・大黒山での事業などで、出力をアップ(4200kW×17基→4775kW×17基)する。風車の出力は、インバーターだけを変えれば、それで済みます。全国の計画中の発電所で、少しずつ出力を上げて、(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業分を上積みすることは可能だと思います。 ②日山・移ヶ岳～五十人山・高柴山・日影山周辺からの候補地抽出(12-109(1185))の見直しをする。 「クマタカの生息メッシュがなし」ではなく、かなりの「あり」であることがわかった(10.1.7-189(793))ので、候補地に選定する根拠が無くなってしまったと思います。蓬田岳～東山周辺は候補地から削除すべきと考えます。「法令の指定」においても、風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方などが出されており、マスコミなどが温暖化防止を報道すれば、県立自然公園に関してもハードルは下げられる方向に向かうのではないかと思います。保安林についても、東伊豆風力発電所(東京電力リニューアブルパワー1670kW×11基 2015.8 営業運転)やユーラス河津ウインドファーム(ユーラスエナジー1670kW×10基)の設置時に農林水産大臣による国有保安林の解除や川勝知事による民有保安林の解除の例がある(静岡県経済産業部森林・林業局森林保全課による)ので、沢又山や東山以外の候補地を選んでも差し支えはないと思います。鳥獣保護区については(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業自体が、鳥獣保護区にかかる計画で、あっても候補地にしたくらいなので、全然、問題にはなりません。「利用状況の確認」(12-109(1185))のところで、「尾根部の採草地は、事業休止となっている」とありますが、平田村としては、採草地を風車事業に使うことに反対ですので、沢又山以外の候補地を探す方がよいと考えます。ただ、使用している酪農家の方々にとって、原発事故による賠償金を上回る好条件が提示されれば、話は聞くとのことですので、可能性はありますが、前事業者との裁判が控えているので、話は、簡単にはまとまらないと思います。 「帰還困難区域を含む」(12-109(1185))という点についても、3万ヘクタールの土地を工事する技術力がある(10.1.14-8(1006))のですから、帰還困難区域の工事も余裕でできるのではないのでしょうか。ということで、沢又山・東山以外の候補地を探すよう提案します。	・代替案①について 他事業においては、それぞれの計画で系統連系や効率的な発電技術等を踏まえ、適切に検討しているため、発電量の調整は困難であります。 ・代替案②について 現地調査の結果を踏まえ、予測及び評価を行った結果、事業の実施によるクマタカへの影響は小さいと予測されました。
----	--	--

表 2-1 12 基の施設の稼働による騒音の予測結果（春季）

予測地点	時間区分	騒音レベル(デシベル)				評価		
		残留騒音	風力発電機 寄与値	予測値	増加分	残留騒音 +5デシベル	評価の目安 となる指針値	指針値との 比較
S-1	昼間	35	36	39	4	40	40	○
	夜間	30		37	7	35	40	○
S-2	昼間	41	32	42	1	46	46	○
	夜間	-		-	-	-	-	-
S-3	昼間	37	38	41	4	42	42	○
	夜間	36		40	4	41	41	○
S-4	昼間	36	37	40	4	41	41	○
	夜間	34		39	5	39	40	○
S-5	昼間	35	35	38	3	40	40	○
	夜間	37		39	2	42	42	○
S-6	昼間	42	32	42	0	47	47	○
	夜間	43		43	0	48	48	○
S-7	昼間	38	30	39	1	43	43	○
	夜間	38		39	1	43	43	○
S-8	昼間	36	30	37	1	41	41	○
	夜間	37		38	1	42	42	○
S-9	昼間	41	31	41	0	46	46	○
	夜間	40		41	1	45	45	○
S-10	昼間	-	30	-	-	-	-	-
	夜間	-		-	-	-	-	-
S-11	昼間	40	25	40	0	45	45	○
	夜間	40		40	0	45	45	○
S-12	昼間	39	32	40	1	44	44	○
	夜間	-		-	-	-	-	-
S-13	昼間	37	31	38	1	42	42	○
	夜間	-		-	-	-	-	○
S-14	昼間	35	33	37	2	40	40	○
	夜間	34		37	3	39	40	○
S-15	昼間	35	37	39	4	40	40	○
	夜間	36		40	4	41	41	○

（左記は、意見 No. 70
の添付資料です。）

表 2-2 12 基の施設の稼働による騒音の予測結果 (夏季)

(左記は、意見 No. 70
の添付資料です。)

予測地 点	時間区 分	騒音レベル(デシベル)				評価		
		残留騒音	風力発電機 寄与値	予測値	増加分	残留騒音 +5デシベル	評価の日安 となる指針 値	指針値との 比較
S-1	昼間	34	36	38	4	39	40	○
	夜間	31		37	6	36	40	○
S-2	昼間	44	32	44	0	49	49	○
	夜間	45		45	0	50	50	○
S-3	昼間	40	38	42	2	45	45	○
	夜間	42		43	1	47	47	○
S-4	昼間	40	38	42	2	45	45	○
	夜間	39		42	3	44	44	○
S-5	昼間	37	36	40	3	42	42	○
	夜間	38		40	2	43	43	○
S-6	昼間	47	33	47	0	52	52	○
	夜間	47		47	0	52	52	○
S-7	昼間	39	30	40	1	44	44	○
	夜間	38		39	1	43	43	○
S-8	昼間	39	30	40	1	44	44	○
	夜間	33		35	2	38	40	○
S-9	昼間	45	31	45	0	50	50	○
	夜間	45		45	0	50	50	○
S-10	昼間	44	30	44	0	49	49	○
	夜間	44		44	0	49	49	○
S-11	昼間	-	25	-	-	-	-	-
	夜間	-		-	-	-	-	-
S-12	昼間	38	32	39	1	43	43	○
	夜間	38		39	1	43	43	○
S-13	昼間	39	31	40	1	44	44	○
	夜間	39		40	1	44	44	○
S-14	昼間	37	34	39	2	42	42	○
	夜間	41		42	1	46	46	○
S-15	昼間	35	38	40	5	40	40	○
	夜間	35		40	5	40	40	○

表 2-3 12 基の施設の稼働による騒音の予測結果（秋季）

予測地点	時間区分	騒音レベル(デシベル)				評価		
		残留騒音	風力発電機 寄与値	予測値	増加分	残留騒音 +5デシベル	評価の目安 となる指針 値	指針値との 比較
S-1	昼間	38	42	43	5	43	43	○
	夜間	37		43	6	42	42	×
S-2	昼間	49	37	49	0	51	54	○
	夜間	50		50	0	55	55	○
S-3	昼間	41	43	45	4	46	46	○
	夜間	40		45	5	45	45	○
S-4	昼間	40	43	45	5	45	45	○
	夜間	38		44	6	43	43	×
S-5	昼間	36	40	41	5	41	41	○
	夜間	34		41	7	39	40	×
S-6	昼間	52	37	52	0	57	57	○
	夜間	53		53	0	58	58	○
S-7	昼間	34	35	38	4	39	40	○
	夜間	31		36	5	36	40	○
S-8	昼間	39	35	40	1	44	44	○
	夜間	35		38	3	40	40	○
S-9	昼間	50	36	50	0	55	55	○
	夜間	51		51	0	56	56	○
S-10	昼間	50	35	50	0	55	55	○
	夜間	51		51	0	56	56	○
S-11	昼間	42	29	42	0	47	47	○
	夜間	41		41	0	46	46	○
S-12	昼間	46	36	46	0	51	51	○
	夜間	46		46	0	51	51	○
S-13	昼間	44	36	45	1	49	49	○
	夜間	46		46	0	51	51	○
S-14	昼間	42	38	43	1	47	47	○
	夜間	43		44	1	48	48	○
S-15	昼間	46	43	48	2	51	51	○
	夜間	46		48	2	51	51	○

（左記は、意見
No. 70 の添付資料で
す。）

表 2-4 12 基の施設の稼働による騒音の予測結果（冬季）

予測地点	時間区分	騒音レベル(デシベル)				評価		
		残留騒音	風力発電機 寄与値	予測値	増加分	残留騒音 +5デシベル	評価の目安 となる指針 値	指針値との 比較
S-1	昼間	34	40	41	7	39	40	×
	夜間	31		41	10	36	40	×
S-2	昼間	44	36	45	1	49	49	○
	夜間	43		44	1	48	48	○
S-3	昼間	39	42	44	5	44	44	○
	夜間	37		43	6	42	42	×
S-4	昼間	39	42	44	5	44	44	○
	夜間	38		43	5	43	43	○
S-5	昼間	35	39	40	5	40	40	○
	夜間	39		42	3	44	44	○
S-6	昼間	46	37	47	1	51	51	○
	夜間	46		47	1	51	51	○
S-7	昼間	41	34	42	1	46	46	○
	夜間	42		43	1	47	47	○
S-8	昼間	40	34	41	1	45	45	○
	夜間	38		39	1	43	43	○
S-9	昼間	45	35	45	0	50	50	○
	夜間	44		45	1	49	49	○
S-10	昼間	44	34	44	0	49	49	○
	夜間	44		44	0	49	49	○
S-11	昼間	46	28	46	0	51	51	○
	夜間	45		45	0	50	50	○
S-12	昼間	42	35	43	1	47	47	○
	夜間	39		40	1	44	44	○
S-13	昼間	37	36	40	3	42	42	○
	夜間	35		39	4	40	40	○
S-14	昼間	35	38	40	5	40	40	○
	夜間	37		41	4	42	42	○
S-15	昼間	32	43	43	11	37	40	×
	夜間	31		43	12	36	40	×

（左記は、意見
No. 70 の添付資料で
す。）

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
83	■ 1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者「日立サステナブルエナジー株式会社」及び委託先「株式会社建設環境研究所」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	頂いたご意見につきまして、順番の並び替えを行わず、全文を掲載のうえ、それぞれに回答します。
84	■ 2. 見解には該当ページの記載内容を明記すること 方法書への意見に対する事業者の見解をみると、『・・・については準備書の・・・に記載しました』といった回答が散見される（P267～327）。しかし、この回答は、<u>論点のすりかえが容易であり、さらにアセス図書が縦覧期間をすぎれば、真偽を確認することができなくなる</u>』ので「<u>適切とは言えない</u>」。よって、該当ページの内容を事業者見解に正確に引用するか、または、縦覧期間終了後の図書は『環境影響評価情報支援ネットワーク』に公開しておくこと。	準備書段階で頂いたご意見につきましては、評価書において適切に記載します。
85	■ 3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？	カットイン風速未満の風況でも制動をかけているわけでは無いため、カットイン風速未満でも場合によってはわずかに動く可能性はあります。
86	■ 4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？	カットイン風速の設定変更は機械的には可能ですが、設定を変更後、試運転等により機能確認を行い運用可能性を判断することとなります。
87	■ 5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？	弱風時のフェザリングにつきましては、上記回答と同様、試運転等により機能確認を行い運用可能性を判断することとなります。
88	■ 6. 本事業は風力発電事業だが、本準備書で風速とコウモリの活動量の相関を一切考察しない合理的理由は何か？ 事業者はコウモリ類の「高度別飛翔状況の記録」という定量調査を1年間行い、その膨大なデータを P618～P625 にわたり解析したが、予測は従来どおりの定性的予測（P774）とはあきれた話だ。本準備書で「高度別飛翔状況の記録」結果の「<u>風速とコウモリの活動量の相関</u>」を影響予測に一切反映しなかった合理的根拠は何か？	現地調査については、方法書手続きで頂いたご意見を踏まえて調査及び予測評価を実施しております。従いまして、「<u>風速とコウモリの活動量の相関</u>」については実施しておりませんが、風速を観測しておりますので、その記録結果との関わりについては評価書において反映することを検討いたします。
89	■ 7. P774 コウモリ類の予測結果（ブレード、タワーへの接近接触）が不適切 「35kHzの周波数帯では、30mの高さにおいて音声データが多く録音されたことからブレード回転域相当の高度を飛翔するコウモリ類が多く存在すると考えられる。（中略）本事業により設置される風力発電機の間隔は十分に確保されていること、環境保全措置として夜間照明を行わないことにより餌動物の誘引を低減することとしていることから、ブレード・タワーへの接近・接触の可能性は低く、影響は小さいと考えられる」とある。①「風力発電機の間隔」とは具体的に何メートルなのか述べよ。 ②「風力発電機の間隔が確保されている風力発電機ではブレード・タワーへ接近・接触しない」という科学的根拠（論文名）を述べよ。	①風力発電機の間隔は、タワー間で250m以上を確保するように配置しております。 ②「風力発電機の間隔が確保されている風力発電機ではブレード・タワーへ接近・接触しない」という論文等はお示しすることはできませんが、本準備書における、コウモリ類の現地調査については調査計画段階から調査結果の予測評価の結果まで有識者にご助言を戴きつつ、事業者が実行可能な範囲で調査及び予測評価を実施しております。

90	■8. P774 コウモリ類の予測結果（ブレード、タワーへの接近接触）が不適切 「35kHzの周波数帯では、30mの高さにおいて音声データが多く録音されたことから、ブレード回転域相当の高度を飛行するコウモリ類が多く存在すると考えられる。（中略）本事業により設置される風力発電機の間隔は十分に確保されていること、環境保全措置として夜間照明を行わないことにより餌動物の誘引を低減することとしていることから、ブレード・タワーへの接近・接触の可能性は低く、影響は小さいと考えられる」とある。 しかし、国内の『風力発電機の間隔は十分に確保されており、かつ、環境保全措置として夜間照明を行わないことにより餌動物の誘引を低減することとしている』風力発電施設でバットストライクが発生している。よって、「影響は小さい」とは言い切れない。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015、07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017） ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌 (11)、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書 J（平成 31 年 4 月、岩手県） ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種（フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ） 1 個体、コウモリ類 1 個体合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」（令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県	本準備書における、コウモリ類の現地調査については調査計画段階から調査結果の予測評価の結果まで有識者にご助言を戴きつつ、事業者が実行可能な範囲で調査及び予測評価を実施しております。頂いたご意見については、今後の評価書手続きにおいて参考にさせていただきます、各種検討をさせていただきます。
91	■9. コテングコウモリの影響予測（ブレード・タワー等への接近・接触）が不適切 P772 コテングコウモリの影響予測（ブレードタワー等への接近・接触）について、「本種は主に樹林内や林縁の地表近くを飛行すると考えられ、ブレードの高さまで飛行する頻度は低いと考えられることから、ブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さい」とある。 しかし、実際にはコテングコウモリは風力発電施設で死んでいる（※）。よって、「定性的予測」ならば「ブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さい」とは言い切れない。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）	本準備書における、コウモリ類の現地調査については調査計画段階から調査結果の予測評価の結果まで有識者にご助言を戴きつつ、事業者が実行可能な範囲で調査及び予測評価を実施しております。頂いたご意見については、今後の評価書手続きにおいて参考にさせていただきます、各種検討をさせていただきます。

92	■10. ユビナガコウモリの影響予測（ブレード・タワー等への接近・接触）が不適切 P773 ユビナガコウモリの影響予測（ブレードタワー等への接近・接触）について、「本種は主に樹林内や林縁の地表近くを飛行すると考えられ、ブレードの高さまで飛行する頻度は低いと考えられることから、ブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さい」とある。 しかし、実際にはユビナガコウモリは風力発電施設で死んでいる（※）。よって、「定性的予測」ならば「ブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さい」とは言い切れない。 ※「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県）	本準備書における、コウモリ類の現地調査については調査計画段階から調査結果の予測評価の結果まで有識者にご助言を戴きつつ、事業者が実行可能な範囲で調査及び予測評価を実施しております。頂いたご意見については、今後の評価書手続きにおいて参考にさせていただき、各種検討をさせていただきます。
93	■11. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、<u>実施しない理由</u>を述べよ。 ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010	カットイン風速の設定変更は機械的には可能ですが、設定を変更後、試運転等の各種試験を行うことで、運用可能性を判断することとなります。このため、環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上で、事後調査による影響把握及び効果検証を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
94	■12. 『回避』と『低減』の言葉の定義について アセスにおける「影響の回避」と「影響の低減」について、用語の定義及びその出典を述べよ。	「影響の回避」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響に対し、事業計画の変更も含め、影響発生要因をなくすこと、あるいは保全対象から十分な隔離を確保することなどの対応を図ることと考えています。一方「影響の低減」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響について、その程度を可能な限り小さくするため、事業計画の見直しも含め、対策を検討、適用することと考えています。
95	■13. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上で、事後調査による影響把握及び効果検証を行います。環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
96	■14. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について 「ライトアップをしてしない」風力発電施設において「バットストライク」という事象、つまり『影響』が発生している。アセスメントでは、まず影響を『回避』し、『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	追加的保全措置につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上で、事後調査により影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて検討する予定です。
97	■15. コウモリ類の保全措置（フェザリング）をすること 「予測に不確実性を伴う」にせよ「影響が予測される」ならば、事業者は省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十八条に従い、実行可能な範囲で影響を回避・低減するべきである。 第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること	環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を提示しております。なお、事後調査による影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。

98	■16. 国内事例の数は保全措置をしなくてよい根拠にならない 前述の意見について事業者は「園内事例が少ないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）は実施しない（できない）」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置の実施は技術的に可能である。	環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を提示しております。なお、事後調査による影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
99	■17. 国内手法の確立は保全措置をしなくてよい根拠にならない2 前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）を実施しない（できない）」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげることと低風時のフェザリング」は、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた論点のすり替えである。そもそも先行事例があるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能であろう。益獣が減れば住民に不利益が生じる。事業者はコウモリ類への環境保全措置「カットイン速度を上げることとフェザリング（ブレードの回転制御）の環境保全措置」について「事後調査の後」まで先延ばしにせず、「準備書段階」で検討し、確実に実施すること。	環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を提示しております。なお、事後調査による影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
100	■18. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげること、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。欧米の研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることがすでに判明している	環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を提示しております。なお、事後調査による影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
101	■19. 「できる限りのコウモリ類の保全措置」とは「経済的コストの全くかからない方法」か 事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている。 事業者は「収益が減るからカットインを上げるなどの保全措置を実施しない」つもりではないのか？カットインをあげるなどコウモリの保全措置に経済的コストが生じるのは避けられないが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている（年間総出力の1%以下）	環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を提示しております。なお、事後調査による影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
102	■20. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること1 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げることフェザリングの）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した状態で事後調査による影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
103	■21. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した状態で事後調査による影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。

104	■22. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。	環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した状態で事後調査による影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
105	■23. 事業者は「予測の不確実性」を根拠に「コウモリ類の保全措置をしない（＝事後調査のあとまで引き延ばす）」つもりかもしれないが、仮にそうならば、発電所アセス省令にある、「環境保全措置」と「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。	「環境保全措置」とは、「平成 10 年通商産業省令第 54 号」第 28 条の記載より、「必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置」と理解しています。 また、事後調査とは、第 31 条の記載より、「対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査」と理解しています。 また、事後調査は、次のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときに行います。 1. 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合 2. 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 3. 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合 4. 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度をふまえ、事後調査が必要であると認められる場合
106	■24. コウモリ類の保全措置について 国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事ではない。	環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した状態で事後調査による影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
107	■25. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること 国内事例によればバットストライクは春季（4 月）※1 や秋季（10 月下旬）※2 にも確認されている。よって、コウモリ類の死骸探索調査は、『4 月から 11 月まで徹底的に実施』すること。 ※1「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※2「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）	事後調査の調査頻度等の調査計画につきましては、頂いたご意見のほか、今後の準備書手続きの指摘等をふまえ、有識者にもご助言をいただきつつ、適切な計画を立案し、評価書に記載します。

108	■26. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、 <u>①コウモリ類の死骸探索は、1基あたり連続3日以上</u>の調査を、<u>毎月2回以上の頻度で行うこと。</u> <u>②死骸探索調査は早朝より開始すること。</u> *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213. NEDO, 2018.	事後調査の調査頻度等の調査計画につきましては、頂いたご意見のほか、今後の準備書手続きの指摘等をふまえ、有識者にもご助言をいただきつつ、適切な計画を立案し、評価書に記載します。
109	■27. コウモリ類の死骸探索調査について2 死骸探索調査について事業者は「生物調査員による事後調査は月に2回とし、あと2回は保守点検のついでにおこなう」つもりかもしれないが、保守点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、保守点検者が「点検のついで」に調査を行うのであれば（保守点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが）、「コウモリ類の死骸消失率」、「保守点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。	事後調査の調査頻度等の調査計画につきましては、頂いたご意見のほか、今後の準備書手続きの指摘等をふまえ、有識者にもご助言をいただきつつ、適切な計画を立案し、評価書に記載します。
110	■28. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	死骸調査は生物調査の経験者により実施する予定です。
111	■29. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/new_s/Publication_No_6_Japanese.pdf)	事後調査の調査計画につきましては、頂いたご意見のほか、今後の準備書手続きの指摘等をふまえ、有識者にもご助言をいただきつつ、適切な計画を立案し、評価書に記載します。
112	■30. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	事後調査については、野生生物について豊富な知識と経験をお持ちの有識者にご助言及び関係機関のご意見もふまえて調査計画立案し、調査及び影響予測を実施しております。これらの調査結果については、手引きに従い公的機関での図書縦覧やインターネット公表し、多くの方々に確認頂く機会は提供できるものと考えております。 また、環境保全措置につきましても、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上で、有識者にご助言を戴きつつ、事後調査による影響把握及び効果検証を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合に、改めて追加的措置を検討する予定です。 なお、風車稼働後も、地域の方を中心とした各種ご意見について

		ては承る予定で、地域にご理解頂 ける事業を進める所存です。
--	--	----------------------------------

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
113	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見はそれぞれが関連していることから集約・要約しないこと。	頂いたご意見の全文を掲載します。
114	1. 本準備書においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行わなかった理由を述べよ。	これまでにヒアリングを実施した専門家については、個人情報保護の観点から公表は控えさせていただきますが、哺乳類を含む野生生物について、豊富な知識と経験をお持ちであり、ヒアリングの対象者として適切であると考えています。
115	2. 「バットディテクターによる確認（高度別飛翔状況の記録）」では10m, 30m, 50mの3高度にマイクを設置しているが、各マイクが20m程度しか離れていないことは、30mを中心にダブルまたはトリプルカウントされることは明白である。重複ファイルを整理した表を記載すること。	頂いたご意見をふまえ評価書での記載を検討いたします。
116	3. 本準備書における「バットディテクターによる確認（高度別飛翔状況の記録）」では10m, 30m, 50mの3高度にマイクを設置しており、P39に示された風力発電機のブレード回転域下限が37mであることから、30mの音声はすべてブレード回転域。すなわち衝突する高さの音声として予測評価を行わなければならない。	頂いたご意見をふまえ評価書での記載を検討いたします。
117	4. 本意見書2および3の理由からコウモリ類の再予測評価の結果を記載すること。	頂いたご意見をふまえ評価書での記載を検討いたします。
118	5. 「バットディテクターによる調査(踏査)」の結果を図表に示すこと。その際、記録された時刻、ピーク周波数値およびソナグラムも示すこと。	頂いたご意見をふまえ評価書での記載を検討いたします。
119	6. 「捕獲調査」によって確認されたすべての個体の雌雄、年齢および生殖状況を示すこと。	頂いたご意見をふまえ評価書での記載を検討いたします。
120	7. 「バットディテクターによる確認（高度別飛翔状況の記録）」における30 から 35kHz、35 から 40kHz、40 から 45kHz、45 から 50 kHz、50 から 55kHz および 55 から 60kHz のパルス型を整理して記載すること。	頂いたご意見をふまえ評価書での記載を検討いたします。

121	8.「バットディテクターによる確認（高度別飛翔状況の記録）」の結果として、10-30kHz, 30-60kHz, 60kHz 以上に該当するピーク周波数を3周波数帯に分け、その各々の頻度を時期別（月旬別）、風速別の出現状況を示すこと。図示されたものではバットストライクのハイリスク種（10-30kHz）が活動期間を通じて、どの時期にどれくらいの風速において事業実施区域を活発に利用しているか把握できない、すなわち調査の重要な結果が理解できない。	頂いたご意見をふまえ評価書での記載を検討いたします。
122	9.「バットディテクターによる確認（高度別飛翔状況の記録）」の地点間比較を行うこと。	頂いたご意見をふまえ評価書での記載を検討いたします。
123	10. 本意見書7および8で示されたコウモリの音声について、ヒアリングを行った「鳥類の専門家」にそれぞれ該当する種についてアドバイスを求めること。初歩的なコウモリ類の知識があれば容易なことである。	頂いたご意見をふまえ評価書での記載を検討いたします。
124	11.「サーチライト調査」ではコウモリ類の確認が全くなかったとのことだが「高度別飛翔状況の記録」の10m高では日没後（サーチライト調査実施時間においてピークが見られる状況が把握されている。サーチライト調査自体意味のない調査であることが明らかとなった。事業者は今後予測評価に資するデータを得ることができない調査に予算を費やす必要はない。	サーチライト調査については、専門家にご指導頂きながら実施しております。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
125	12. P680の「哺乳類の重要な種」においてコウモリ類はユビナガコウモリが選定されているが、P769以降に重要な種としてコキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、コテングコウモリの予測結果が示されている。事業者が重要な種と判断したのならば前述の4種もP680の「哺乳類の重要な種」に記載すること。	頂いたご意見をふまえ評価書において記載を検討します。
126	13. 事後調査については、新しい調査手法が開発される可能性があることから、調査実施前にコウモリ類の専門家と調査頻度、範囲、確認種の扱い（同定および死骸の保管方法）について協議を行う必要がある。	事後調査の調査計画につきましては、環境影響評価手続で頂いたご指摘・ご意見、他事例の最新の調査手法等を参考に、有識者からのご助言をふまえて計画立案致します。
127	14. 評価書および事後調査報告書は、環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）において常時閲覧できる状態とすること。	環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）においての閲覧については検討します。

○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞社・福島民報新聞社（令和2年10月6日（火））

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「（仮称）須賀川・玉川風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 日立サステナブルエナジー株式会社

代表者の氏名 取締役社長 石田 桂

事業者の所在地 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

二、対象事業の名称 （仮称）須賀川・玉川風力発電事業

種類 風力発電所設置事業

規模 発電設備出力 最大二万三千キロワット

三、対象事業実施区域 福島県須賀川市小倉字東山地区周辺の丘陵地上

四、関係地域の範囲 福島県須賀川市、玉川村、平田村、郡山市

五、縦覧の場所 福島県庁生活環境部環境共生課、須賀川市役所環境課、須賀川市小塩江公民館、須賀川市大東公民館、玉川村役場総務課、玉川村役場須釜支所、平田村役場ロビー、郡山市役所環境政策課、郡山市田村行政センター（いずれも開庁時のみ）

電子縦覧 <http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

期間 令和二年十月六日（火）から
令和二年十一月五日（木）まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函下さるか、令和二年十一月十九日（木）までに「八、問い合わせ先」へ郵送ください（当日消印有効）

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

東山ふれあいホーム（須賀川市小倉桐久保19）

十月十一日（日）午後一時三十分から午後三時三十分まで

二瀬地域公民館（郡山市田村町栃本字市穀4-2）

十月二十四日（土）午後一時から午後三時まで

平田村打違内集会所（石川郡平田村下蓬田字打違内305-3）

十月二十四日（土）午後六時から午後八時まで

八、問い合わせ先

日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発第一グループ

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

電話 0294(55)78008

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「（仮称）須賀川・玉川風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 日立サステナブルエナジー株式会社

代表者の氏名 取締役社長 石田 桂

事業者の所在地 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

二、対象事業の名称 （仮称）須賀川・玉川風力発電事業

種類 風力発電所設置事業

規模 発電設備出力 最大二万三千キロワット

三、対象事業実施区域 福島県須賀川市小倉字東山地区周辺の丘陵地上

四、関係地域の範囲 福島県須賀川市、玉川村、平田村、郡山市

五、縦覧の場所 福島県庁生活環境部環境共生課、須賀川市役所環境課、須賀川市小塩江公民館、須賀川市大東公民館、玉川村役場総務課、玉川村役場須釜支所、平田村役場ロビー、郡山市役所環境政策課、郡山市田村行政センター（いずれも開庁時のみ）

電子縦覧 <http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

期間 令和二年十月六日（火）から
令和二年十一月五日（木）まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函下さるか、令和二年十一月十九日（木）までに「八、問い合わせ先」へ郵送ください（当日消印有効）

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

東山ふれあいホーム（須賀川市小倉桐久保19）

十月十一日（日）午後一時三十分から午後三時三十分まで

二瀬地域公民館（郡山市田村町栃本字市穀4-2）

十月二十四日（土）午後一時から午後三時まで

平田村打違内集会所（石川郡平田村下蓬田字打違内305-3）

十月二十四日（土）午後六時から午後八時まで

八、問い合わせ先

日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発第一グループ

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

電話 0294(55)78008

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報たまかわ（令和2年10月15日発行）

広報たまかわ 令和2年10月

令和3・4年度 入札参加資格審査 申請について

玉川村では、令和3・4年度の入札参加資格審査の手続きを行いますので、登録を希望される方は、次により申請してください。

▼受付日時
11月2日から12月21日
（土・日・祝日を除く）

▼受付時間
午前8時から午後5時

▼提出方法
郵送のみ

▼適用期間
令和3年4月1日から令和5年3月31日

▼その他
詳しくは、村のホームページをご覧ください。

▼提出先及び問い合わせ先
玉川村役場総務課財政係
☎024715714621

令和3・4年度 入札参加資格審査 申請について

高校、大学等に入学・在学するお子さんをお持ちのご家庭を対象に、教育貸付をしています。国の教育ローンは公的な制度です。

入学金や授業料のほか、受験時の交通費や宿泊費、在学中の通学費用などにも利用できます。

詳しくは左記へお問い合わせください。

▼問い合わせ先
教育ロインコールセンター
☎05701008656

令和2年分年末調整等 説明会開催中止のお知らせ

須賀川税務署で同年末調整・年末調整説明会に

自衛官候補生募集のお知らせ

防衛省自衛隊では通年で自衛官候補生の募集を行っております。

▼応募資格
18歳以上33歳未満の者

▼問い合わせ先
自衛隊福島地方協力本部
白河地域事務所
☎024812410372

「(仮称)須賀川・玉川 風力発電事業環境 影響評価準備書」 縦覧について

日立サステナブルエナジー（株）では、須賀川・玉川風力発電事業について環境影響評価法に基づき環境影響評価準備書を作成し、縦覧場所を設けましたのでお知らせいたします。

▼期間
10月6日から11月5日
（土・日・祝日を除く）

▼時間
午前8時30分から午後5時15分

▼縦覧用紙の記入
縦書きの用紙に住所・氏名

令和2年分年末調整等 説明会開催中止のお知らせ

須賀川税務署で同年末調整・年末調整説明会に

自衛官候補生募集のお知らせ

防衛省自衛隊では通年で自衛官候補生の募集を行っております。

▼応募資格
18歳以上33歳未満の者

▼問い合わせ先
自衛隊福島地方協力本部
白河地域事務所
☎024812410372

お知らせ

Information

- 総務課 57-4621
- 住民課 57-4624
- 須賀支所 57-2061
- 税務課 57-4622
- 会計室 57-4625
- 健康福祉課 57-4623
- 保健センター 37-1024
- 産業振興課 57-4627 57-4629
- 農業委員会 57-4628
- 地域整備課 57-4626 57-4631
- 議会事務局 57-4630
- 教育委員会 57-4633
- 公民館（文化体育館） 57-4632

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報ひらた（令和2年10月10日発行）

Information

暮らしの情報



**令和2年分年末調整等説明
会開催中止のお知らせ**

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止および参加される皆様の安全を考慮し、須賀川税務署で例年実施していましたが、年末調整等説明会につきましては、開催を中止することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

■お問い合わせ先
須賀川税務署（源泉所得税担当）
☎0248-7512194

**知っていますか？
困ったときの「188」！**

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか？

消費者ホットライン「188（局番なし）」は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内してくれます。

※通話料金は、最寄りの相談窓口につながった時点からかかります。相談は無料です。

■お問い合わせ先
役場住民課 ☎55-3112

「188」にダイヤルすれば全国どこからでもつながるよ！



■日時
10月2日（金）～12月18日（金）
第1、第3金曜日
15時～21時30分

■場所
郡山商工会議所 会議室
郡山市清水台1丁目3-8

■相談担当
・弁護士法人 滝田三良法律事務所
・税理士法人 三都会計事務所

■受付等
完全予約制 予約受付中
☎024-926-1193
平日 9時～17時

■検索
プロなら相談



・QRコード

**弁護士・公認会計士による
悩み無料相談**

経営相談、ハラスメント対応、リスク管理、遺言・相続、交通事故、不動産・近隣トラブルなど、どんな悩みでもお気軽にご相談ください。

■事業者の名称
日立サステナブルエナジー㈱

■事業実施区域
須賀川市小倉字東山地区の丘陵地

■縦覧場所
平田村役場住民課

■縦覧期間
10月6日（水）～11月5日（木）
8時30分～17時15分
（土日祝を除く）

■意見受付
縦覧場所に備え付けてある意見書箱に投函、または11月19日（木）までに郵送（当日消印有効）

■住民説明会について
日時：10月24日（土） 18時から
場所：打違内集会所

■意見の郵送先およびお問い合わせ先
日立サステナブルエナジー㈱
事業開発第一グループ
〒317-0073
茨城県日立市幸町3丁目2番2号
☎0294-5517808
（土日祝を除く、9時～17時30分）

○インターネットによる「お知らせ」

(須賀川市のウェブサイト)

須賀川市
SUKAGAWA CITY

AA 文字サイズ・配色の変更 Language サイトマップ

観光の方 移住情報 事業者の方

くらし・手続き 子育て・教育 健康・医療・福祉 文化・スポーツ・市民活動 しごと・産業 市政情報

キーワードから探す 方システム検索

現在の位置: トップページ > くらし・手続き > ごみ・リサイクル > 環境保全 > お知らせ(環境保全) > (仮称)須賀川・玉川風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧

くらし・手続き

ごみ・リサイクル

- 環境保全
- ごみ・リサイクル
- 子育て・教育
- 健康・医療・福祉
- 文化・スポーツ・市民活動
- しごと・産業
- 市政情報

・(仮称)須賀川・玉川風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧

・佐々木公園に設置される風力発電設備の設置場所の決定について

・PM2.5(微粒子)の削減対策

・ごみの野外焼却禁止

・公園

・スズメバチ害に注意

・新築地の除草を目的とした管理について

・アメリカ・アメリカシロヒトリの駆除について

関連リンク

- 安全安心
- イベントカレンダー
- 施設案内
- ULTIM 86.8MHz
- 須賀川市観光協会
- 須賀川市観光協会

(仮称)須賀川・玉川風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧

ページ番号1006416 更新日 令和2年10月5日

印刷 大きな文字で印刷

1.事業の名称

(仮称)須賀川・玉川風力発電事業

2.事業の概要

(1) 事業者の名称: 日立サステナブルエナジー株式会社
取締役社長 石田 桂
茨城県日立市幸町三丁目二番二号

(2) 発電地の種類: 風力(陸上)

(3) 発電地の出力: 最大23,000kw

3.事業実施区域

須賀川市小倉山地区

4.準備書の縦覧

(1) 縦覧場所: 須賀川市役所 2 階 環境課窓口、小塩江公民館、大木公民館

(2) 縦覧期間: 令和2年10月6日(火曜日)から令和2年11月5日(木曜日)

(3) 縦覧時間: 土日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分

5.意見書の提出

環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・ご意見(日本語により意見の理由を含む)をご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書用にご提出いただくか、令和2年11月19日(木曜日)までに6の問い合わせ先へ郵送にて送付してください。(郵送の場合は、当日消印有効)

6.問い合わせ先

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目二番二号
日立サステナブルエナジー株式会社
電話番号 0294-55-7808 (午前9時から午後5時まで)

このページに関するお問い合わせ

経済環境部 環境課
〒962-8601 須賀川市八幡町135
環境保全係 電話番号: 0248-88-9130 ファクス番号: 0248-72-9845
環境衛生係 電話番号: 0248-88-9129 ファクス番号: 0248-72-9845
環境関係係 電話番号: 0248-88-9181 ファクス番号: 0248-72-9845
[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト)

[illegible]

【電子縦覧・縦覧場所・意見書の提出について】

(日立サステナブルエナジー株式会社 ウェブサイト)



日立サステナブルエナジー株式会社

日立キャピタル お問い合わせ

[サイトトップ](#)
[会社概要](#)
[経営の基本方針](#)
[連結子会社一覧](#)

社会価値創造企業をめざして

地球環境を考え、社会の発展と豊かなくらしの実現のため、新しい価値を創造し提供いたします。



当社からのお知らせ



「(仮称)須賀川・玉川風力発電事業 環境影響評価準備書」

本準備書は「(仮称)須賀川・玉川風力発電事業」に係る環境影響評価の一環として「環境影響評価法」、「発電所アセス省令」、「電気事業法」に基づき、所要の事項をまとめたものです。

- 00 準備書 表紙・目次 (PDF形式)
- 01 準備書 第1章 (PDF形式)
- 02 準備書 第2章 (PDF形式)
- 03 準備書 第3章 (PDF形式)
- 04 準備書 第4章 (PDF形式)
- 05 準備書 第5章 (PDF形式)
- 06 準備書 第6章 (PDF形式)
- 07 準備書 第7章 (PDF形式)
- 08 準備書 第8章 (PDF形式)
- 09 準備書 第9章 (PDF形式)
- 10 準備書 第10章 (PDF形式)
- 11 準備書 第11章 (PDF形式)
- 12 準備書 第12章 (PDF形式)
- 13 準備書 資料編 (PDF形式)
- 14 要約書 (PDF形式)
- ご意見記入用紙 (PDF形式)

(意見書の受付期間)
令和2年10月6日(火)～令和2年11月19日(木)まで

(意見書の提出方法)
意見書をダウンロードいただき、上記期間までに下記送付先へ郵送ください
(当日消印有効)

(送付先)
〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発第一グループ 宛

※上記PDFを快適にご利用いただくために、Internet Explorerでの閲覧を推奨しております。

(送付先)
〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発第一グループ 宛

※上記PDFを快適にご利用いただくために、Internet Explorerでの閲覧を推奨しております。

お問い合わせ

関連リンク

再生可能エネルギー

日立キャピタルグループの再生可能エネルギー事業で、事業計画から運転開始・保守サービスまで、お客さまの事業をフルサポートします。

環境活動

日立キャピタルグループの持続可能な社会・環境の実現に向けた活動を紹介します。

○ご意見記入用紙

「(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。

○関係自治体庁舎での縦覧場所の状況



福島県庁生活環境部環境共生課



須賀川市役所環境課



郡山市役所環境政策課



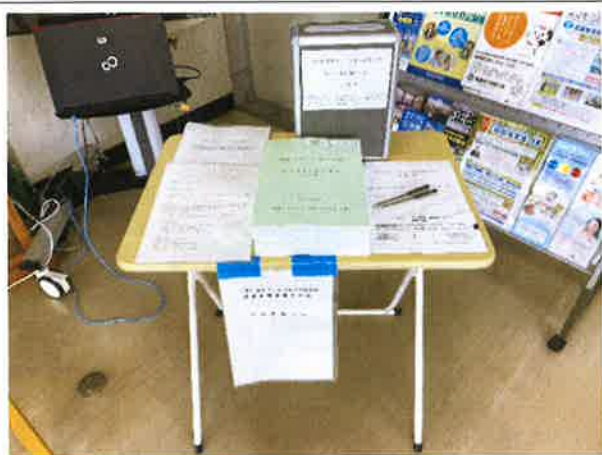
須賀川市小塩江公民館



郡山市田村行政センター



須賀川市大東公民館



玉川村役場総務課



平田村役場住民課ロビー



玉川村役場須釜支所

